

三重県廃棄物処理計画 中間案

平成 27 年 10 月

三 重 県

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1－1	計画策定の趣旨	1
1－2	計画の性格	2
1－3	計画の期間	3

第 2 章 現状と課題

2－1	本県における廃棄物処理の状況	4
2-1-1	一般廃棄物（ごみ）	4
2-1-2	一般廃棄物（し尿）	15
2-1-3	産業廃棄物	18
2－2	本県を取り巻く状況	31
2－3	本県が取り組むべき循環型社会への課題	34
2-3-1	一般廃棄物に係る課題	34
2-3-2	産業廃棄物に係る課題	36

第 3 章 基本理念と取組方向

3－1	基本理念	37
3－2	めざすべき姿	38
3－3	循環型社会構築のための施策の取組方向	40

第 4 章 計画の目標と施策

4－1	施策の取組方向における数値目標等の設定	43
4-1-1	ごみゼロ社会の実現	43
4-1-2	産業廃棄物の 3 R の推進	48
4-1-3	廃棄物処理の安全・安心の確保	52
4-1-4	重点的な課題への取組	57
4－2	数値目標等における国の基本方針等との関係	59

第 5 章 各主体の役割と進捗管理

5－1	各主体の役割	60
5－2	計画推進の進捗管理	61

第 1 章 計画の基本的事項

1－1 計画策定の趣旨

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月 7 日環境省告示第 34 号、以下「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和 48 年から三次にわたり「三重県産業廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成 12 年の廃棄物処理法改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「三重県廃棄物処理計画」を平成 16 年 3 月と平成 23 年 3 月に策定し、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3 R と適正処理の施策を推進してきました。

現行の「三重県廃棄物処理計画」は、平成 27 年度で計画期間が満了するため、今般、循環型社会の構築に向け、平成 28 年度以降において廃棄物の 3 R と適正処理を推進していくための計画を新たに策定するものです。

なお、策定にあたっては、国の基本方針、第三次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法改正などの国の動向、県内の廃棄物処理の現状や課題を踏まえ、さらに低炭素社会や自然共生社会の形成に向けた取組に配慮し計画を策定しました。

1-2 計画の性格

本計画では、循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めています。

なお、平成 27 年 7 月の廃棄物処理法改正により廃棄物処理計画に定める事項とされた、非常災害時の廃棄物への対応については、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や環境省「災害廃棄物対策指針」などを踏まえ策定した、三重県災害廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月）によることとし、さらに本計画において災害廃棄物処理体制の整備に向けた目標や施策について定めます。

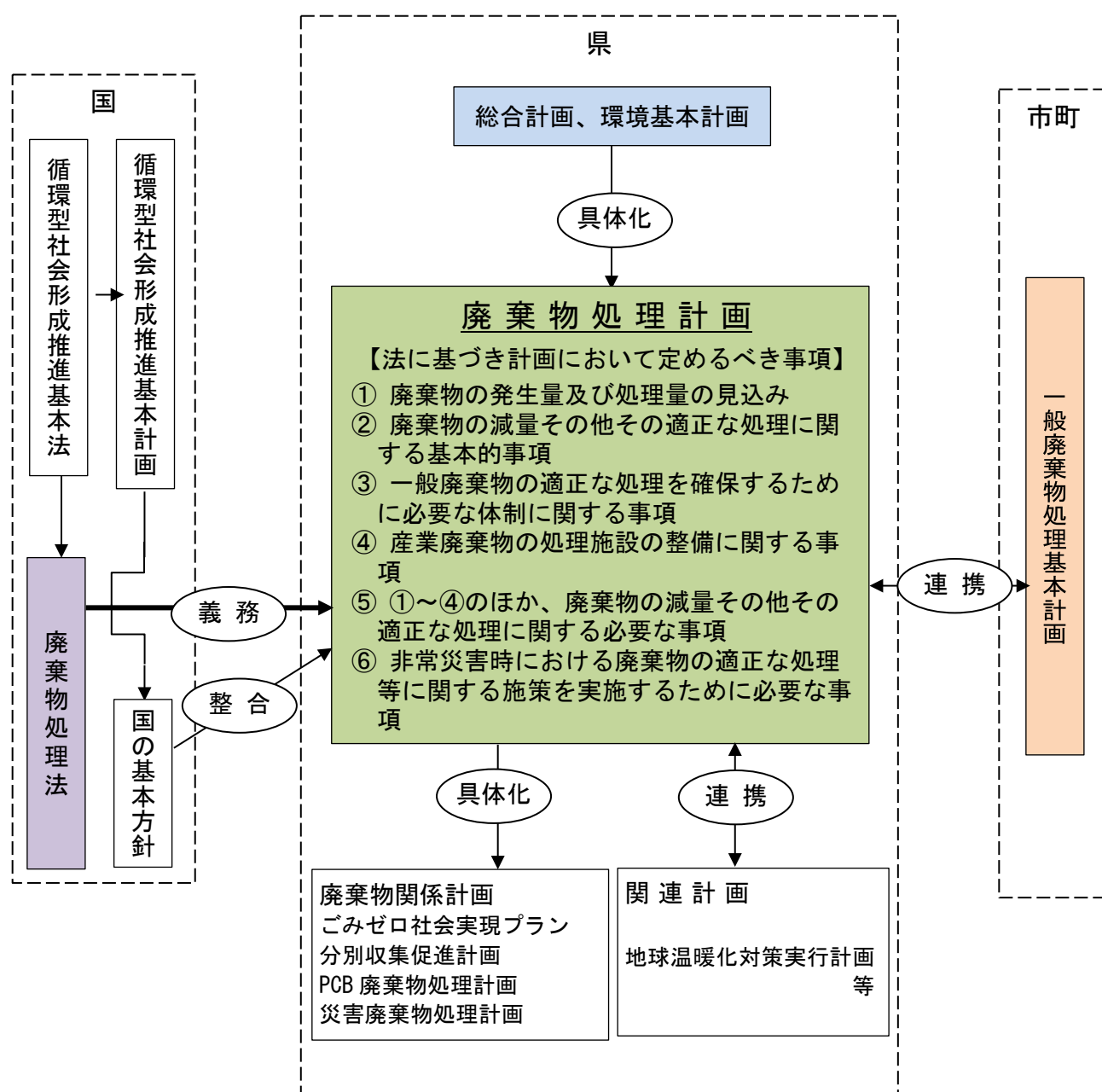


図 1-2-1 廃棄物処理計画と関連する計画等との関係イメージ

1－3 計画の期間

本計画では、循環型社会の構築という中長期的な課題への対応が必要なことから、おおむね 10 年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化に柔軟に対応していくため、本計画は 5 年間（平成 28 年度～平成 32 年度）を計画期間とします。

また、計画期間の最終年度となる平成 32 年度に達成すべき数値目標等を設定します。

なお、廃棄物政策上の大きな社会状況の変化があった場合や、県総合計画や県環境基本計画等の関連計画が改訂される場合にあっては、必要に応じ本計画内容について改訂等の対応を行うこととします。

表 1-3-1 計画期間と数値目標の設定年度

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
計 画 期 間	←				→	- -	- -	- -	- -	→
数値目標等の設定年度					●					

第2章 現状と課題

2-1 本県における廃棄物処理の状況

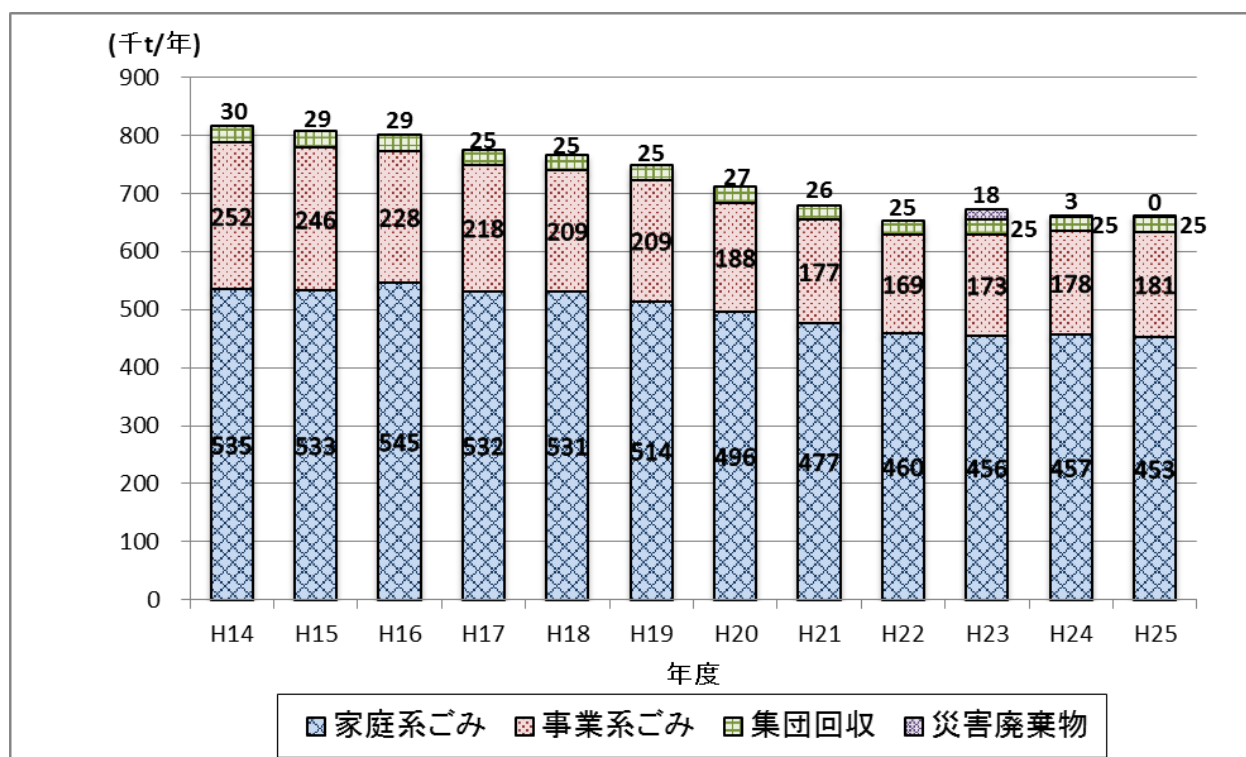
2-1-1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 排出の状況

①ごみ排出量

県内のごみの総排出量については、平成 25 年度は約 659 千 t であり、うち家庭系ごみは、453 千 t（69%）、事業系ごみが 181 千 t（27%）、集団回収が 25 千 t（4%）となっています。

家庭系ごみと事業系ごみは、県民、事業者、行政等の多様な主体が連携した取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきましたが、平成 22 年度以降は横ばい傾向にあります。



(注 1) ごみの総排出量の算出方法は、環境省において平成 17 年度実績から、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合を踏まえた集計方法に変更されており、本計画においても、環境省と同一の方法で算出しています。

(旧) ごみの総排出量＝「計画収集量」＋「直接搬入量」＋「自家処理量」

(新) ごみの総排出量＝「計画収集量」＋「直接搬入量」＋「集団回収量」

(注 2) 集団回収は、市民団体等による収集において、市町が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいいます。

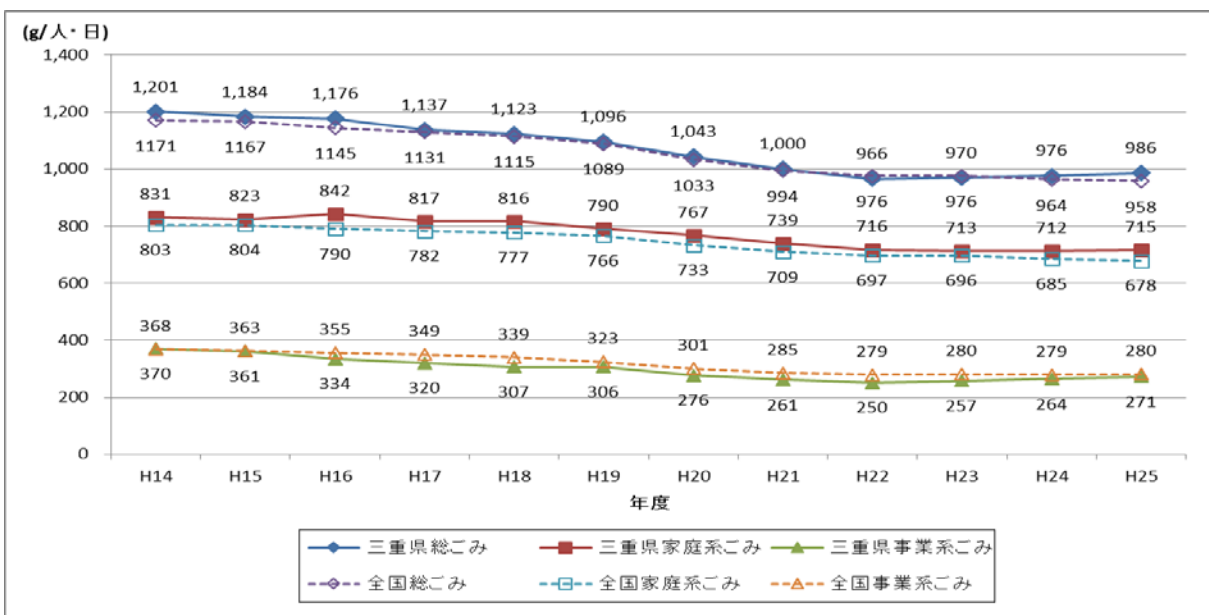
(注 3) 平成 22 年度以前は、災害廃棄物は家庭系ごみに含まれています。

(注 4) ごみの総排出量には、民間で回収されたごみや資源の量は含まれていません。

図 2-1-1 ごみの総排出量の推移（集団回収量、災害廃棄物含む）

県民1人1日あたりのごみ排出量については、市町の取組や各種リサイクル制度の導入により平成14年度から平成21年度まで着実に減少し、一定の成果が得られました。近年は、削減は鈍化し、平成25年度は986 g/人・日となっています。事業系ごみについては平成22年度以降増加しており、観光入込客数の増加等の社会的要因によるものと考えられます。

本県の1人1日あたりのごみ排出量は、全国値（平成25年度 958 g/人・日）と比べると、若干多い状況となっており、家庭系ごみについては全国よりも多く、事業系ごみについては全国よりも少ない傾向です。



(注 1) 平成22年度以前は、災害廃棄物は家庭系ごみに含まれています。

(注 2) 集団回収量は、家庭系ごみに含まれています。

図 2-1-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

②ごみの種類別排出割合

ごみの種類別排出割合（平成25年度）は、可燃ごみ 79.0%、不燃ごみ 7.2%、資源ごみ 11.4%、その他 0.7%、粗大ごみ 1.6%となっており、平成20年度実績と大きな変化はありません。

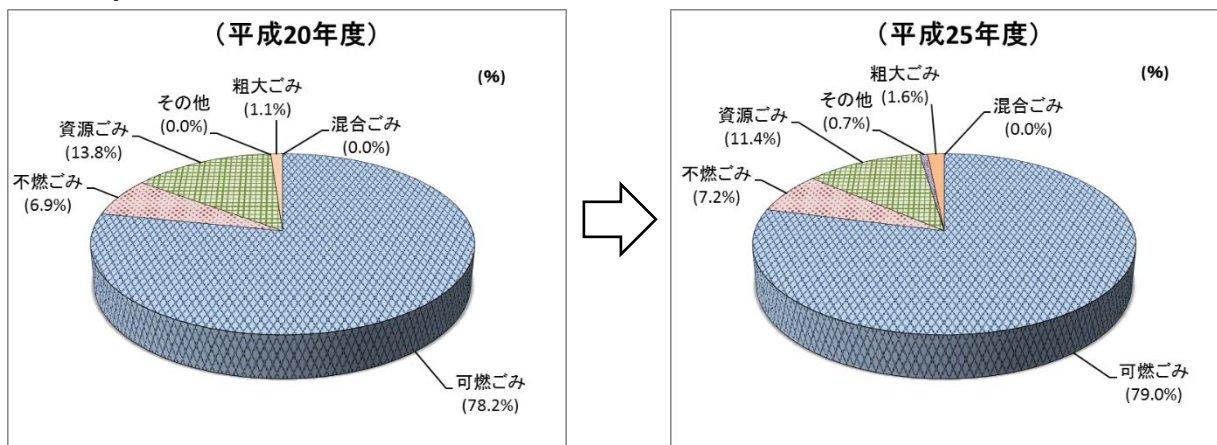


図 2-1-3 ごみの種類別排出状況

(2) 処理の状況

①ごみ処理状況

平成 25 年度の市町ごみ処理施設での処理実績は、全体で 634 千 t であり、うち直接焼却により処理された量が 413 千 t（65%）、直接資源化が 41 千 t（7%）、直接埋立が 27 千 t（4%）、堆肥化が 1 千 t（0.2%）、その他中間処理が 152 千 t（24%）となっています。

平成 14 年度と比べると直接焼却量、直接資源化量、直接埋立量が減少しています。

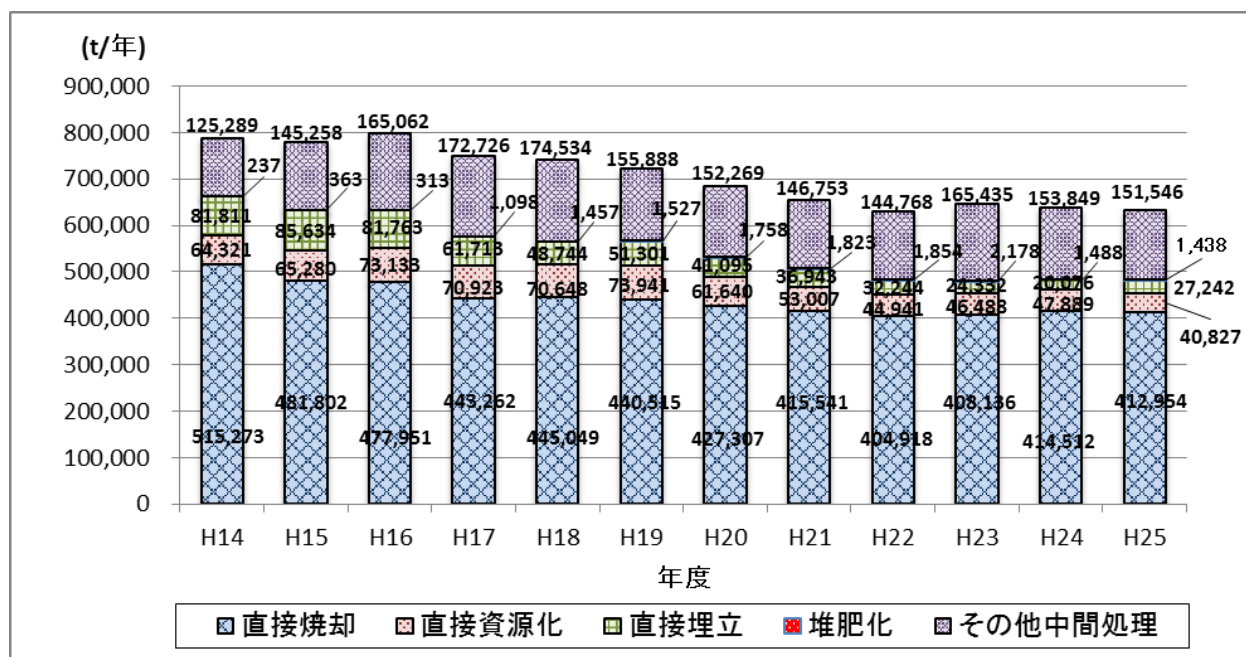


図 2-1-4 ごみ処理状況の推移

②資源化の状況

ごみの資源化率は平成 14 年度と比べると増加傾向にあり、RDF 化や焼却灰の再資源化等が進み、平成 25 年度の資源化率は 30.4%と全国平均 20.6%を上回り、全国で最も高い水準となっています。

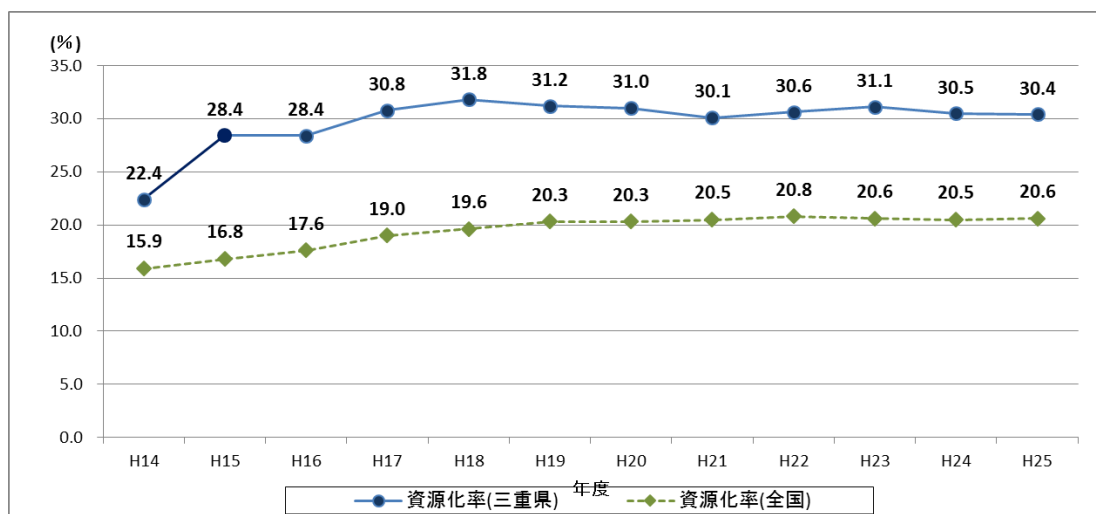


図 2-1-5 ごみの資源化率の推移

ごみの資源化量は増加傾向にありましたが、平成 18 年度以降は減少傾向に転じています。特に、直接資源化量（紙類や金属等が中心）は減少を続けており、この要因は、紙の使用量の減少や、資源価格の高騰を背景にした再生事業者や小売店店頭等の多様な主体による資源回収の活発化によるものと考えられます。

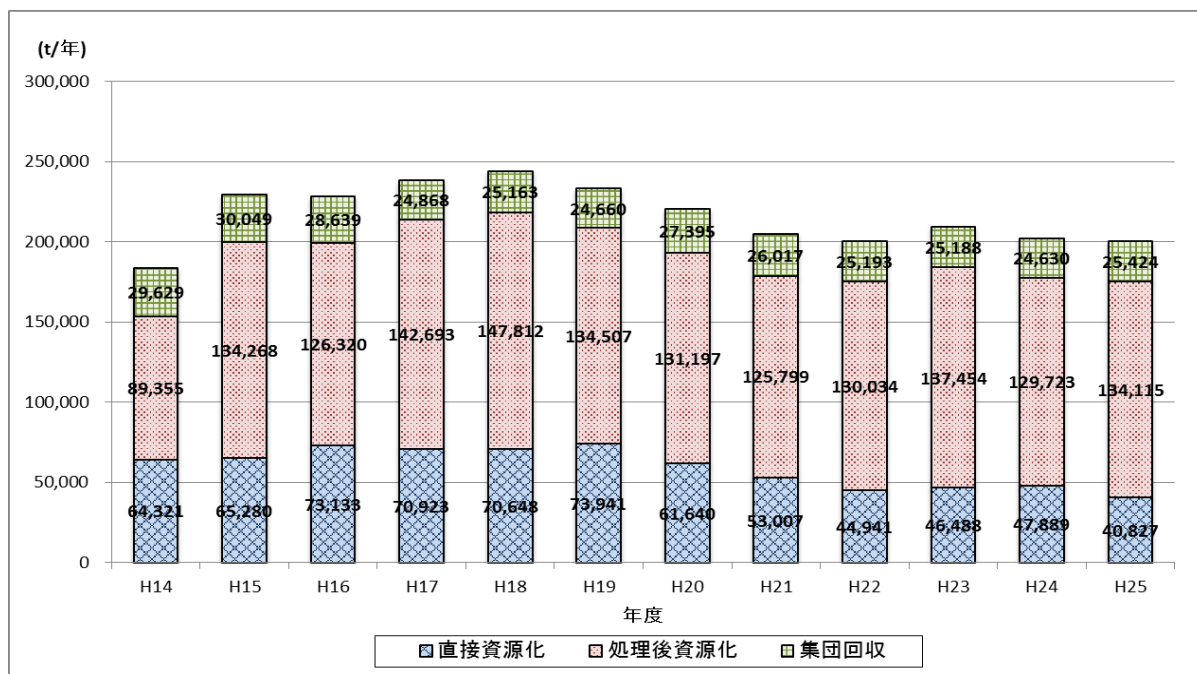
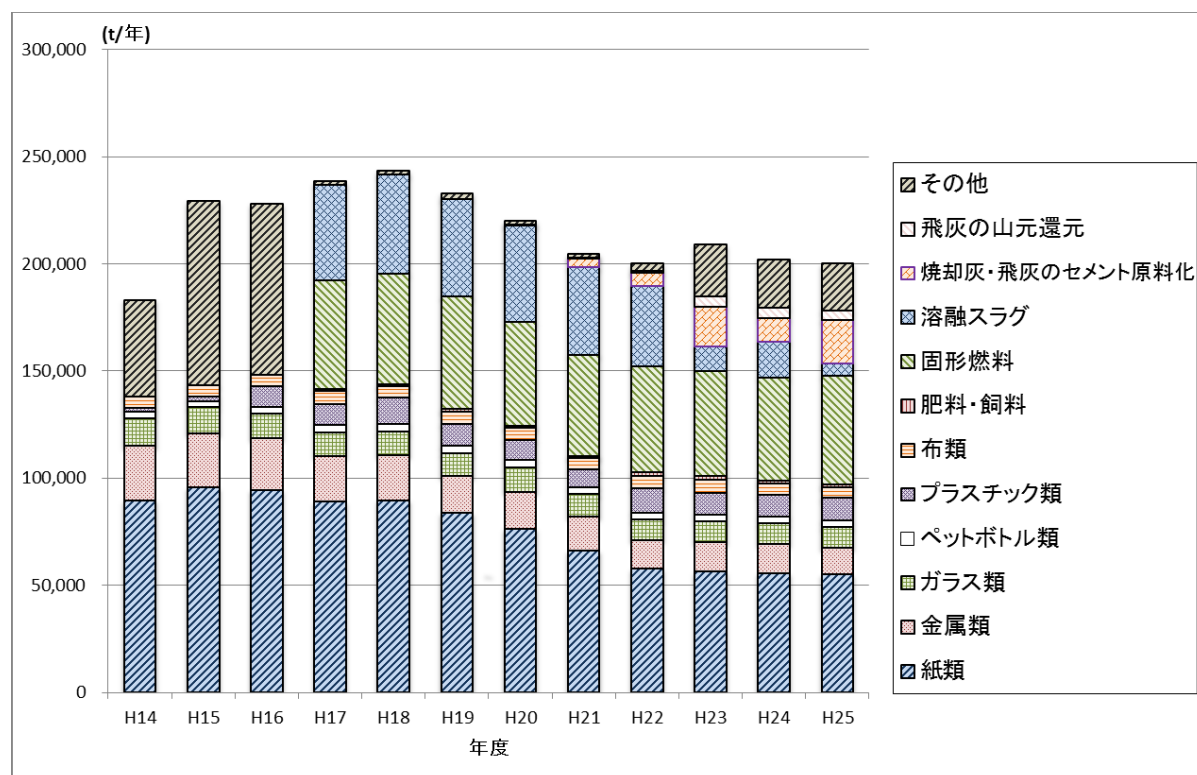


図 2-1-6 ごみの資源化量の推移



(注) 平成 16 年度以前の「その他」には、「固形燃料」及び「熔融スラグ」が含まれています。

図 2-1-7 資源化物別の資源化量の推移

表 2-1-1 再生事業者や小売店店頭による資源回収量

	ペット ボトル	食品 トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
H23	1,225t	530t	448t	98,465t	263t	24t	100,955t
H26	1,406t	228t	403t	135,794t	444t	189t	138,464t
増加率	14.7%	-57.0%	-10.1%	37.9%	68.4%	694%	37.2%

(注) ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第10回点検・評価 平成27年9月

古紙回収業者及びスーパーマーケットを対象とした三重県調査による。

③最終処分の状況

ごみの最終処分量は、平成25年度は約50千tであり、着実に減少し平成14年度と比べると約33%となっています。最終処分量の削減率について全国値と比べると、本県の最終処分量の削減率は高くなっています。

この要因については、ごみ処理施設による焼却灰の資源化、プラスチック等の埋立ごみの減少によるものと考えられます。

なお、最終処分量50千tのうち、直接埋立量が27千t(54%)、焼却残さの埋立量が10千t(20%)、その他の施設の処理残さの埋立量が13千t(26%)となっています。

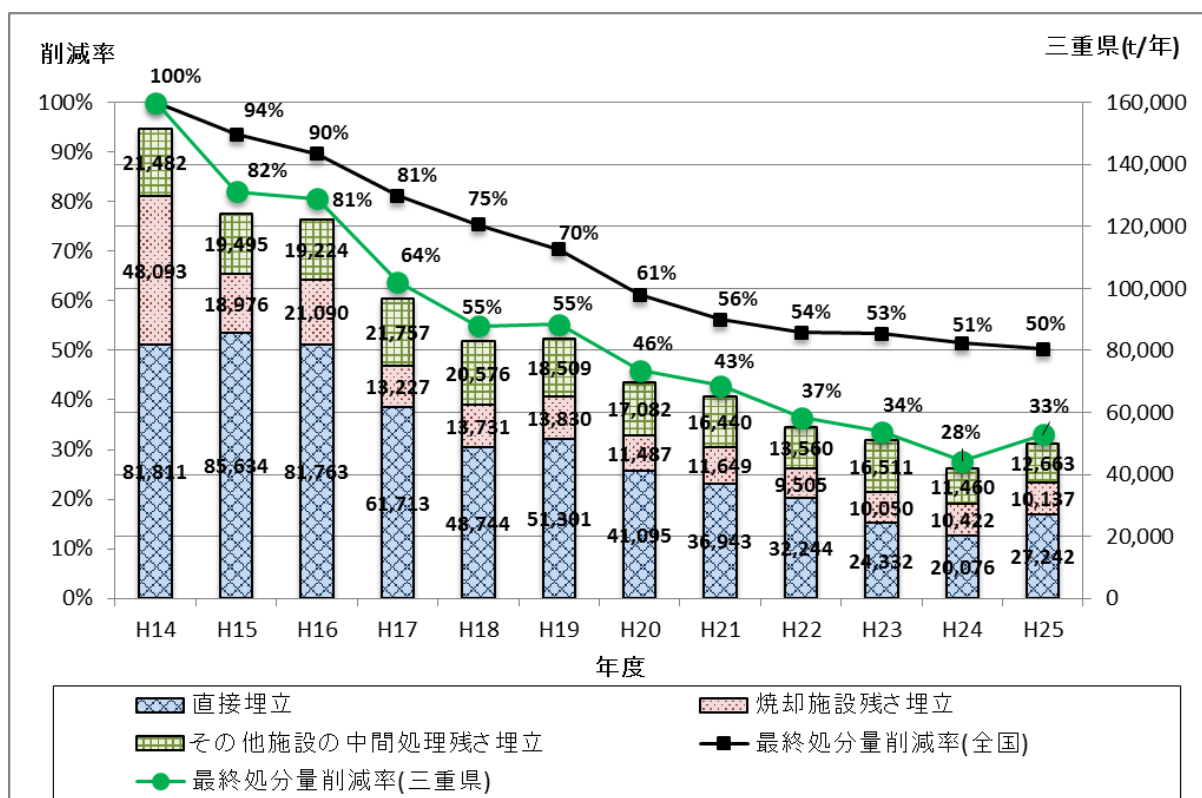


図 2-1-8 ごみの最終処分量の推移

④平成 25 年度の処理の概要

平成 25 年度に発生した一般廃棄物（ごみ）の排出量及び処理状況は次のとおりです。

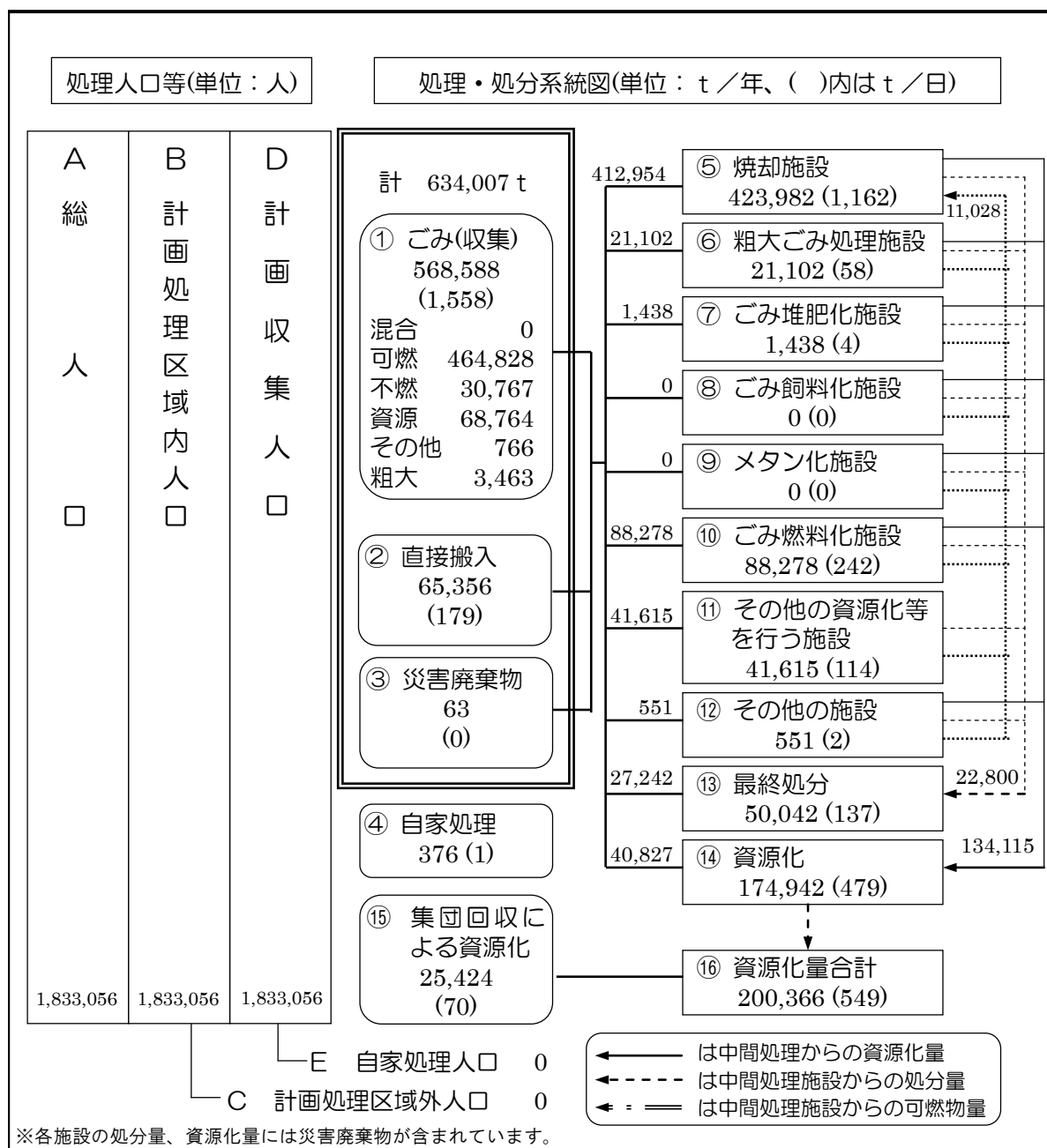


図 2-1-9 ごみ処理の状況（平成 25 年度実績）

(3) 処理施設の状況

市町及び一部事務組合等によるごみ処理施設の整備状況は、平成 26 年 3 月 31 日現在で焼却施設 21 施設、RDF 化施設 7 施設、粗大ごみ処理施設 13 施設、資源化等を行う施設 59 施設及び最終処分場 37 施設となっています。

最終処分場については、平成 25 年度末現在の残余容量は 1,321,493 m³ であり、平成 25 年度の最終処分量から推計すると残余年数は約 21.5 年となっています。

表 2-1-2 処理施設の状況

施設の種類	施設数	処理能力
焼却施設	21	2,099 t/日
RDF 化施設	7	485 t/日
粗大ごみ処理施設	13	508 t/日
資源化施設	59	957 t/日
最終処分場	37	7,659,731 m ³ (残余容量 1,321,493m ³)

(注 1) 市町及び一部事務組合等の施設であり、民間施設は除きます。

(注 2) 平成 25 年度末において新設(建設中)、休止及び廃止の施設を除きます。

また、市町においてはごみ処理経費が増加傾向にあり、ごみ減量化や資源化等の推進にあたっては、環境負荷や処理費用を勘案した総合的な評価に基づき、公正で効率的な処理が行われることが望めます。

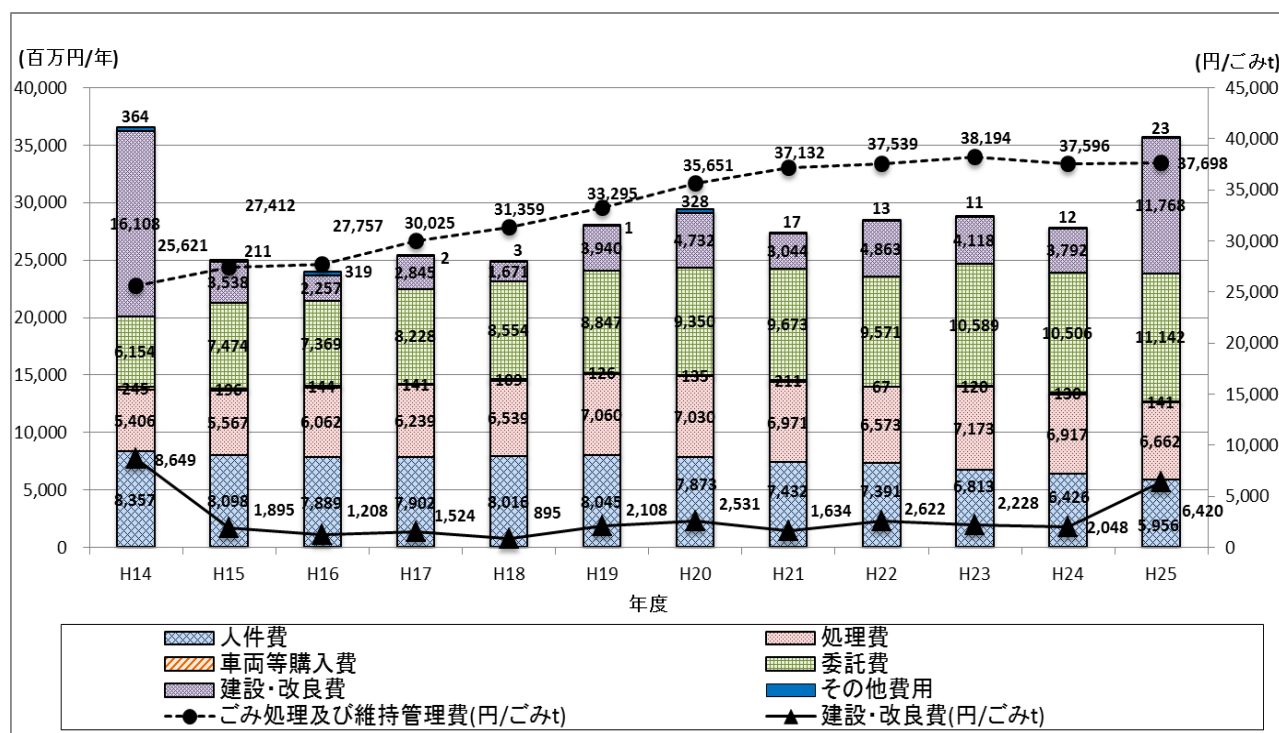


図 2-1-10 ごみ処理経費の状況

(4) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物の発生状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、三重県南部を中心に長期間にわたって激しい雨がもたらされ、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。この災害により、熊野市、御浜町、紀宝町、大台町及び大紀町において、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて約 21 千トンの大量の災害廃棄物が発生しました。

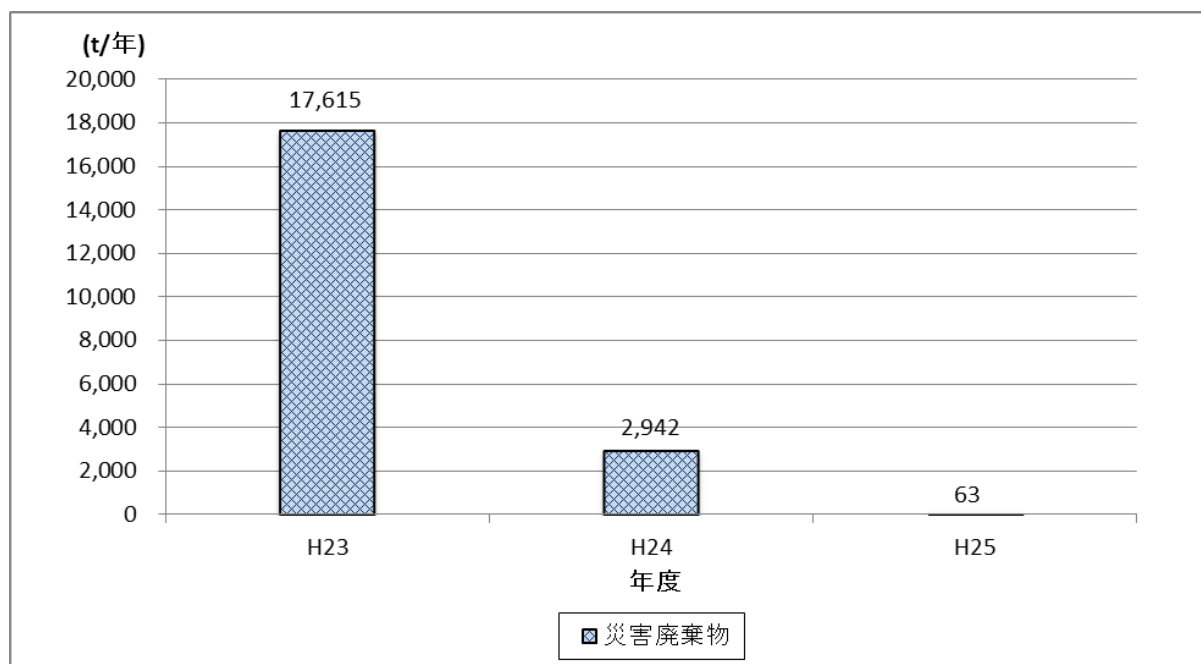


図 2-1-11 災害廃棄物の発生量の推移

②災害時の対応と体制整備の状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、被災市町では処理を行うことが困難となったため、県内で初めて、各市町や関係団体と締結する各種応援協定に基づき広域的に対応を行いました。

近年、南海トラフ地震発生の緊迫性が高まっており、東日本大震災以上の地震や津波被害に備え、県においては、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、大規模災害時の廃棄物処理について、県の果たすべき役割と機能を取りまとめた「三重県災害廃棄物処理計画」を平成 27 年 3 月に策定したところです。現在、各市町の災害廃棄物処理計画について、策定(改定)が進められている状況にあります。

(5) ごみゼロ社会の実現に係る目標達成状況

前計画（平成 23 年度から平成 27 年度）に掲げた、数値目標の達成状況は以下のとおりです。

表 2-1-3 目標の達成状況（ごみゼロ社会の実現）

目標項目	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実 績	目 標 平成 27 年度
1 人 1 日あたりのごみ排出量	1,043 g/人・日	986 g/人・日	930 g/人・日
資源化率	31.0%	30.4%	36.5%
最終処分量	69,664 t	50,042 t	55,000 t

① 1 人 1 日あたりのごみ排出量

「1 人 1 日あたりのごみ排出量」については、ごみの発生・排出抑制に関わる多様な主体の取組や、各種リサイクル制度の導入等により、平成 14 年度から平成 22 年度まで着実に削減が進みましたが、平成 22 年度以降は 1 人 1 日あたりのごみ排出量が横ばい傾向となり、事業系ごみについては観光入込客数の増加等により直近は微増となったことから、目標達成が困難な状況と見込まれます。

② 資源化率

「資源化率」については、RDF 化や焼却灰の資源化等が進み、全国で最も高い水準で推移していますが、近年は、市町の直接資源化量（紙類や金属等）が減少を続けており、この要因は、紙の使用量の減少や、資源価格の高騰を背景とした再生事業者や小売店店頭等の多様な主体による資源回収の活発化によるものと考えられ、目標達成が困難な状況と見込まれます。

③ 最終処分量

「最終処分量」は、平成 20 年度と比べ約 3 割減少しており、平成 25 年度の最終処分量 50,042 t は、平成 27 年度目標である 55,000 t を達成しています。

④ 施策の実施状況

前計画（平成 23 年度から平成 27 年度）の各施策に設定した補助指標の進捗状況は以下のとおりです。

表 2-1-4 補助指標の状況

補助指標	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実 績	目 標 平成 27 年度
ごみ排出量削減率（家庭系） ※平成 14 年度比	7.4%	14.8%	20.0%
資源としての再利用率	14.4%	15.5%	22.0%
ごみ減量に取り組んでいる団体数	59 団体	35 団体	100 団体
ごみ処理カルテ導入市町数	4 団体	4 団体	29 団体

施策「発生・排出抑制の推進」

「ごみ排出量削減率（家庭系）」については、数値目標「1 人 1 日あたりのごみ排出量」と同様に、平成 27 年度目標の達成が困難な状況と見込まれます。前計画においては、家庭系ごみは複数市町での有料化による削減を見込んでいましたが、1 市で導入されたのみであり、29 市町のうち 8 市町の導入にとどまっています。また、事業系ごみについては、8 市町で新たに搬入手数料の値上げが行われ事業系ごみの対策が進められていますが、観光入込客数の増加の影響もあり微増している状況です。

施策「循環的利用（リサイクル）の推進」

「資源としての再利用率」は、資源化率から、RDF 化、焼却施設で生じた焼却灰のスラグ化、焼却灰・飛灰のセメント原料化、集団回収量を除いた指標ですが、近年は、多様な主体による資源回収が活発化し市町の紙類や金属等の直接資源化量が減少を続けていることから、目標達成が困難な状況です。

なお、前計画においては、市町による古紙等の資源回収量の増加やバイオマス資源化等を見込み目標を設定しましたが、これらの取組には大きな進展はありませんでした。

施策「県民と協働のネットワークづくり」

「ごみ減量に取り組んでいる団体数」は、毎年 10 団体の増加を見込んでいましたが、平成 25 年度で 35 団体となっており、平成 27 年度目標の 100 団体の達成が困難な状況です。

県内の NPO 総数は増加傾向にありますが、ごみ減量の取組が進んだことなどにより、この分野に取り組む NPO 等が減少したと考えられます。

施策「適正かつ効率的なごみ処理システムの構築」

ごみ処理システムの現状や課題について、環境負荷や処理費用を勘案した総合的な分析ツールである「ごみ処理カルテ」を全ての市町について作成していますが、公表するなど具体的な形で活用している市町数は 4 団体のまま一定となっており、「ごみ処理カルテ導入市町数」の目標達成は困難な状況です。

2-1-2 一般廃棄物（し尿）

(1) 排出及び処理の状況

①排出及び処理の状況

下水道、浄化槽（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む。）、コミュニティプラントの整備が進んできていることから、水洗化人口は年々増加しており、平成 25 年度の水洗化人口は 1,694,666 人（下水道人口：831,930 人、浄化槽人口：859,396 人、コミュニティプラント：3,340 人）で、総人口の 92.5%となっています。また、非水洗化人口（し尿汲み取り等人口）は、平成 25 年度で 138,390 人となっており、総人口の 7.6%となっています。

浄化槽汚泥の排出量は、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設等の整備に伴い増加傾向にあります。一方、し尿の排出量は、下水道の普及も相まって減少傾向にあります。

平成 25 年度に市町で処理されたし尿等の量は 638,984 kℓ となり、その内訳は、非水洗化人口のし尿 132,521 kℓ 及び水洗化人口の浄化槽汚泥 506,463 kℓ の合計 629,269 kℓ（98.5%）がし尿処理施設で処理され、非水洗化人口のし尿 9,552 kℓ（1.5%）が下水道投入され、そのほかの処理 163 kℓ（0.0%）となっています。

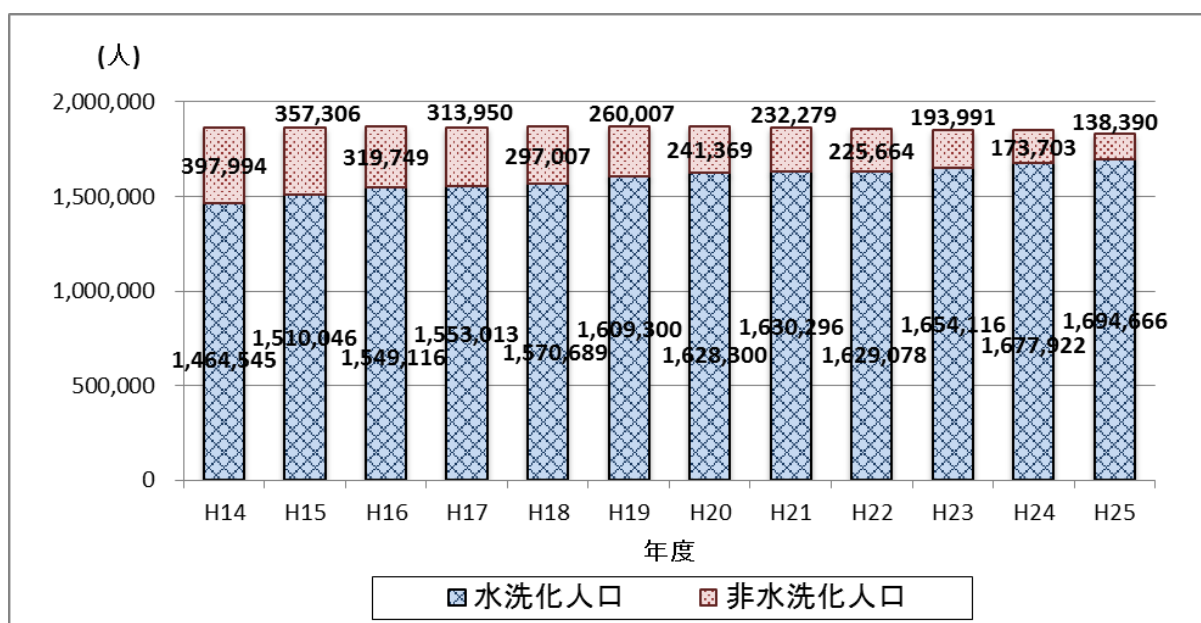


図 2-1-12 水洗化人口等の推移

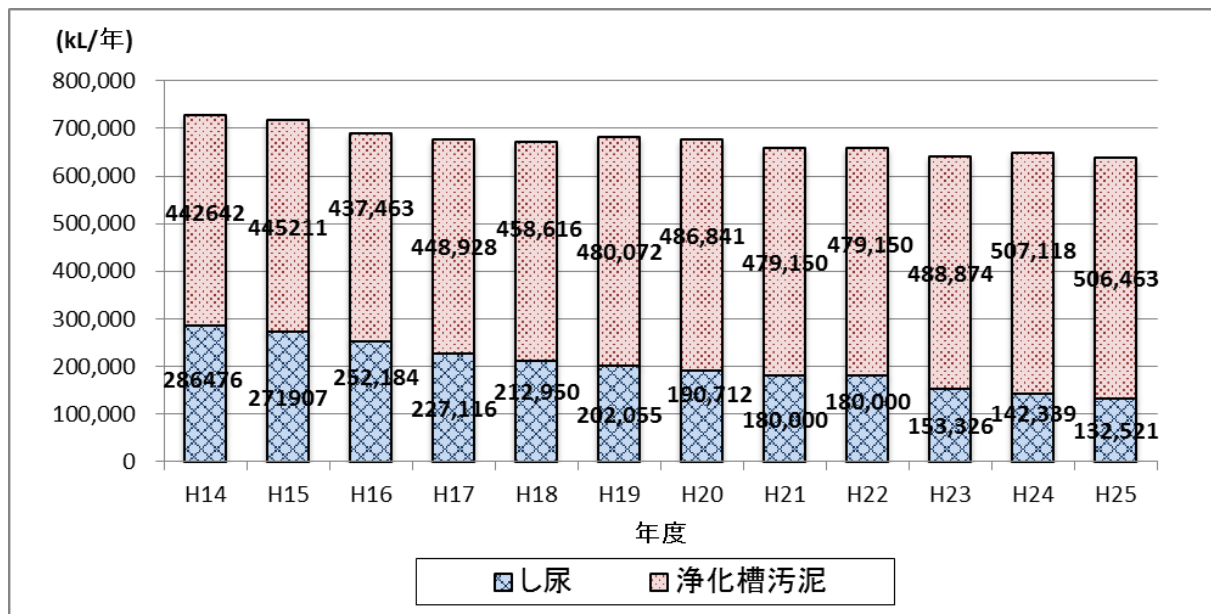


図 2-1-13 し尿等の排出量の推移

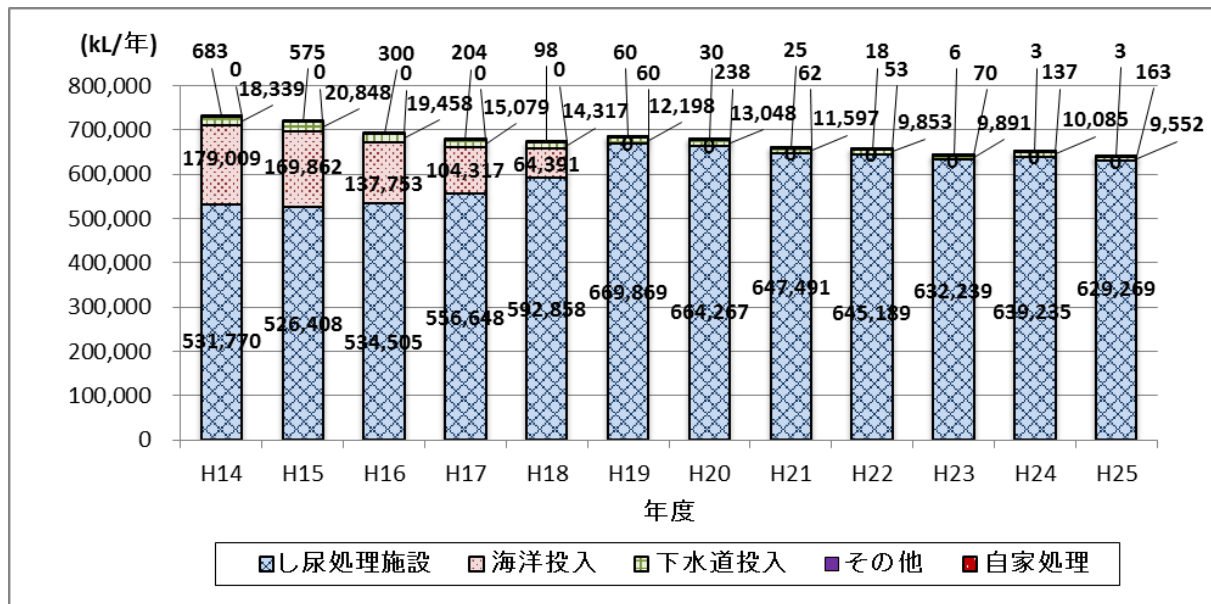


図 2-1-14 し尿等処理量の推移

②平成 25 年度の処理の概要

平成 25 年度に発生した一般廃棄物（し尿等）の排出及び処理状況は次のとおりです。

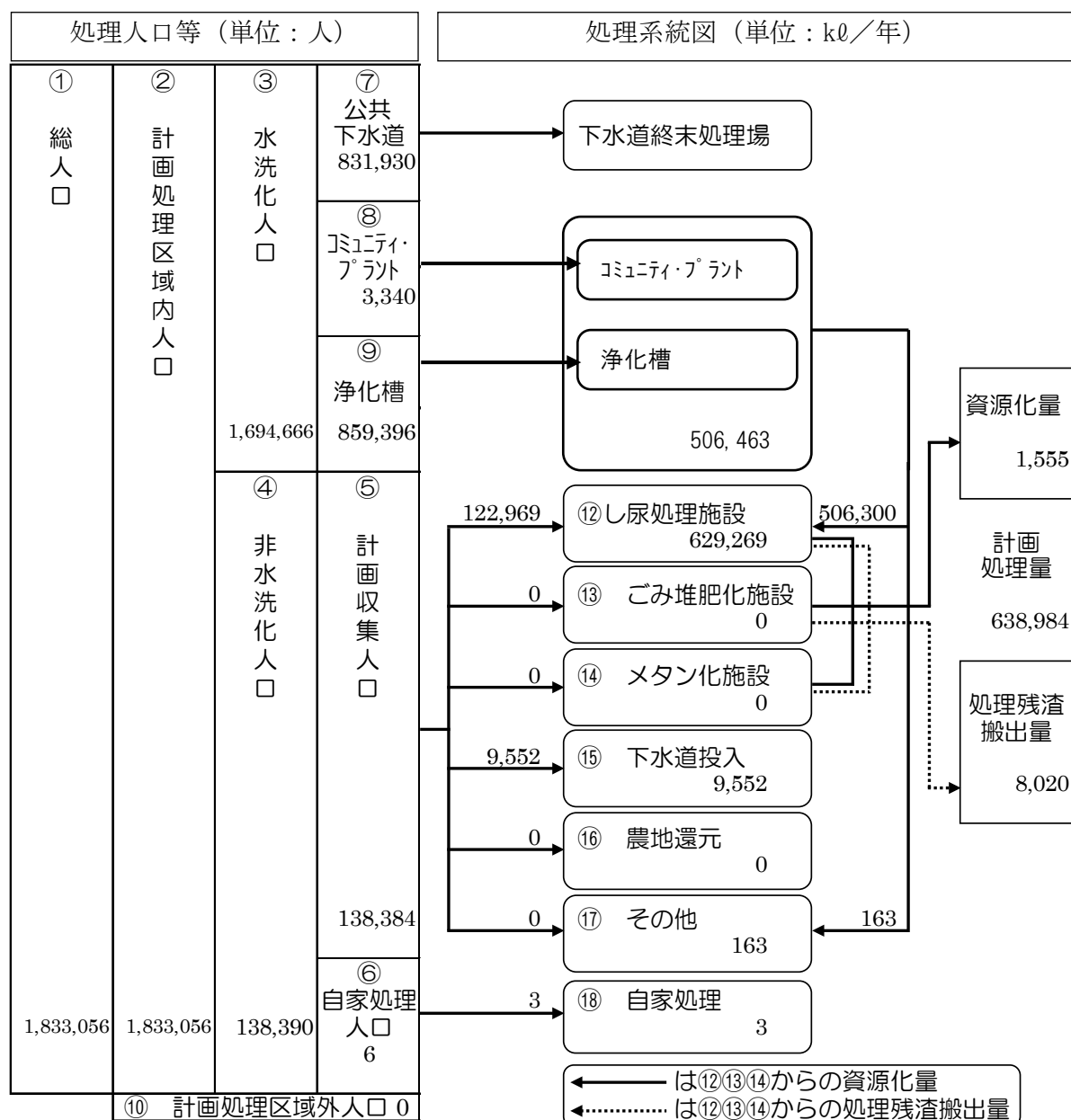


図 2-1-15 し尿等処理の状況（平成 25 年度）

(2) 処理施設の状況

県内市町及び一部事務組合等によるし尿処理施設は、平成 26 年 3 月 31 日現在で 26 施設となっています。

し尿処理施設の総処理能力は、3,195 kℓ/日となっています。

2-1-3 産業廃棄物

(1) 排出及び処理の状況

県内の産業廃棄物の排出量は、平成 25 年度は 8,505 千 t であり、平成 20 年度よりも減少していますが、景気の影響を受け増減し、業種ごとの原単位（発生）についても明確な減少が見られません。

再生利用率は、平成 25 年度は 43.0% であり平成 20 年度よりも増加しましたが、近年は横ばいが続いています。平成 3 年以降の推移によると大幅な増加が見られます。

最終処分量は、平成 25 年度は 304 千 t であり平成 20 年度よりも減少しており、平成 3 年以降の推移によると着実に削減が図られてきています。

産業廃棄物の 3R の推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量は景気の動向もあり明確な削減傾向はみられない状況です。

表 2-1-5 排出量等の推移

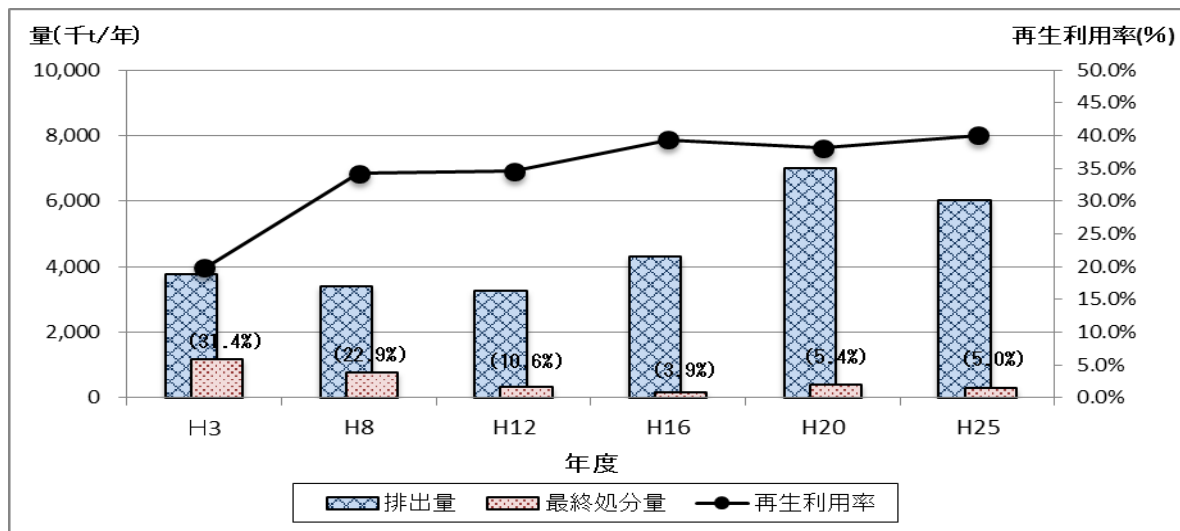
(単位：千 t)

年 度	H16	H20	H25
排出量	7,303	9,577	8,505
再生利用量(率)	3,137 (43.0%)	3,888 (40.6%)	3,655 (43.0%)
最終処分量	281	420	304

表 2-1-6 主な業種の原単位（発生）の推移

(単位：千トン/年)

年 度	活動量指標	H16	H20	H25
鉱 業	従業者数（人）	23.6	21.3	22.2
建設業	元請完成工事高 （千万円）	0.17	0.23	0.26
製造業	製造品出荷額 （千万円）	0.031	0.040	0.037
サービス業	従業者数 （人）	0.0013	0.0006	0.0013



(注) 平成 16 年度より前は農業及び鉱業の排出量等が把握できていないため、長期的な推移については、農業及び鉱業を除いた数値による必要があります(表 2-1-5 とは数値が異なります)。
 (注) 平成 16 年度以降、汚泥の発生段階を脱水前時点として統一したため、排出量が増加しています。
 (注) 括弧内の数字は、最終処分率を示しています。

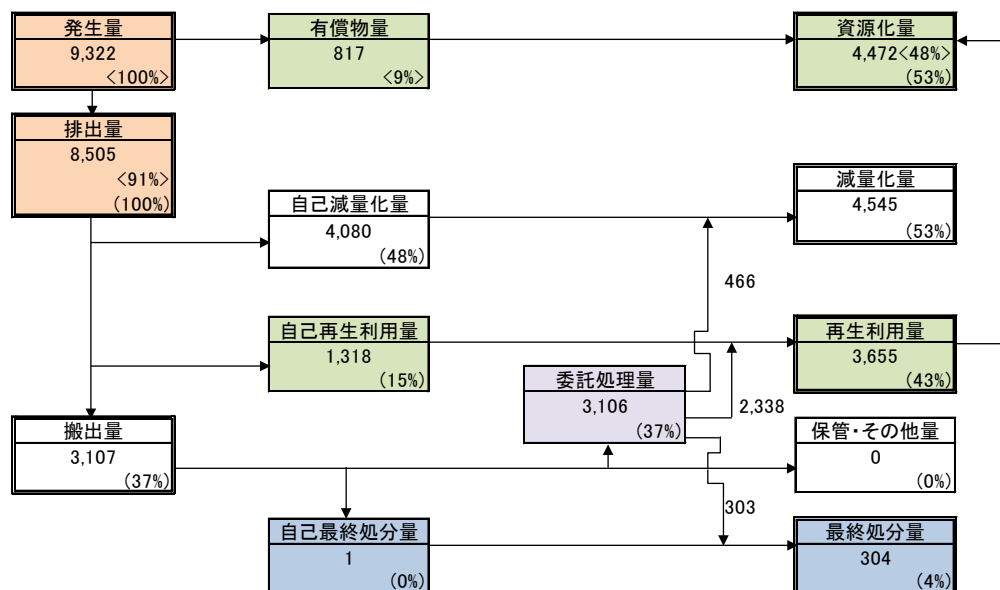
図 2-1-16 排出量等の推移(農業、鉱業を除く)

(2) 平成 25 年度の処理の概要

平成 25 年度の産業廃棄物の発生量は 9,322 千 t で、有償物量 817 千 t を除いた排出量は 8,505 千 t となっています。

排出された産業廃棄物は、中間処理を経て再生利用に回るほか、直接あるいは中間処理後に最終処分されます。

排出量 8,505 千 t のうち、減量化量は 4,545 千 t (53%)、再生利用量は 3,655 千 t (43%)、最終処分量は 304 千 t (4%) となっています。



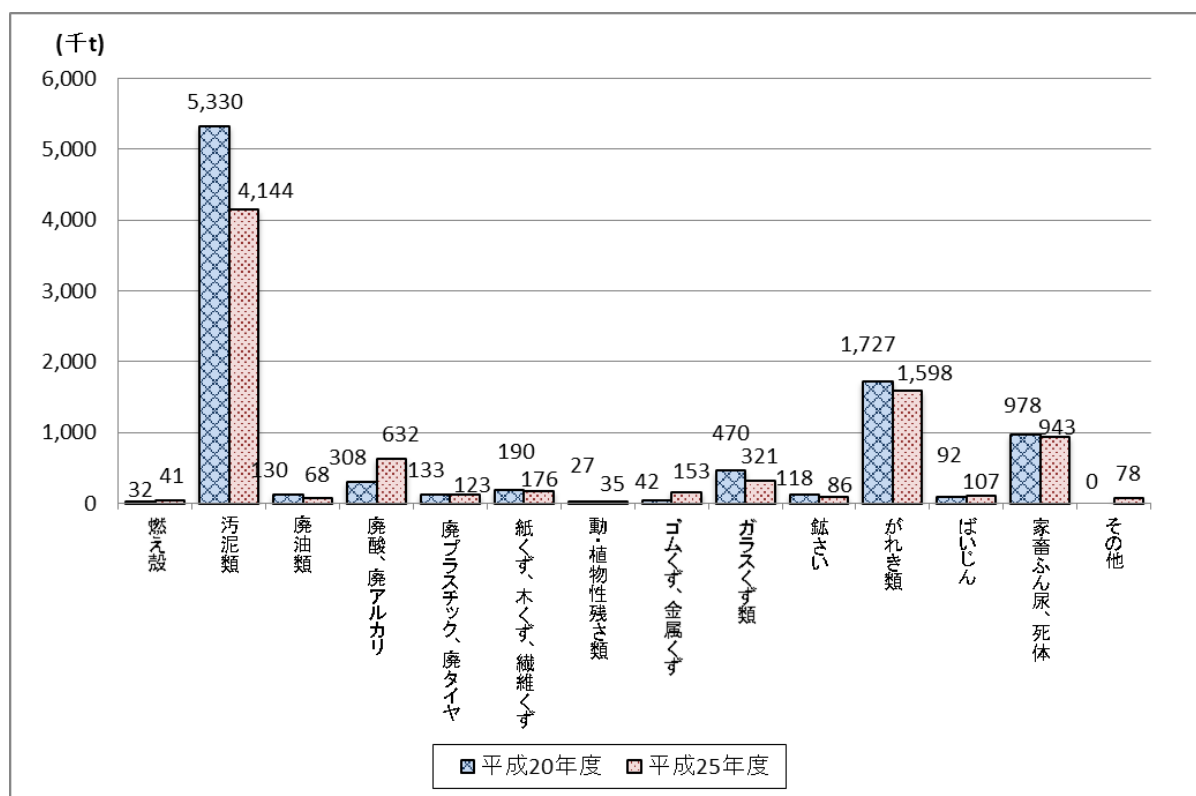
(注 1) 〈 〉内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。
 (注 2) 上図の数値は端数処理の関係上、総数と個々の合計は一致しない場合があります。(単位: 千 t)

図 2-1-17 排出及び処理状況の概要(平成 25 年度)

①排出量

平成 25 年度の産業廃棄物の排出量は 8,505 千 t となっており、排出量を種類別に見ると汚泥(脱水前の状態)が 4,144 千 t (49%) と最も多く、次いで、がれき類 1,598 千 t (19%)、家畜ふん尿 943 千 t (11%) 等となっています。

業種別に見ると、製造業が 3,210 千 t (38%) と最も多く、次いで、建設業 1,938 千 t (23%)、鉱業 1,540 千 t (18%)、農業・林業 943 千 t (11%) 等となっており、4 つの業種で排出量の 90% を占めています。



(注) 汚泥の排出量は、脱水前の状態の量としています。

図 2-1-18 産業廃棄物の種類別の排出量

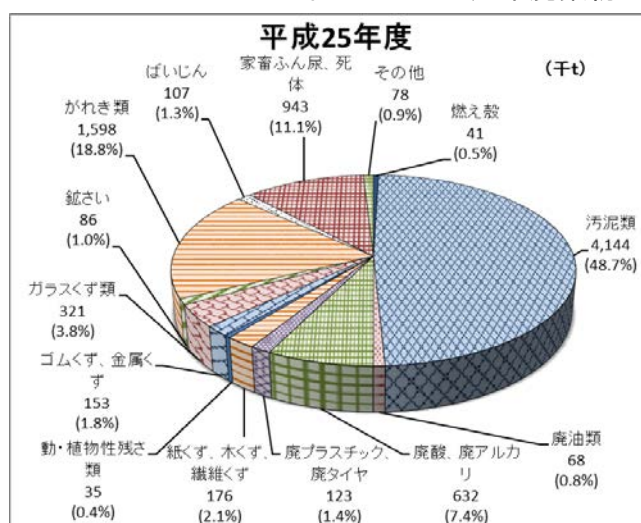


図 2-1-19 産業廃棄物の種類別の排出量

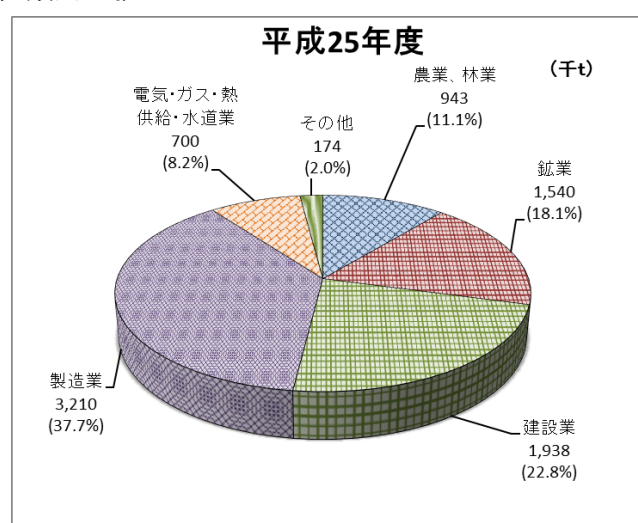


図 2-1-20 産業廃棄物の業種別の排出量

②再生利用量

平成 25 年度の産業廃棄物の再生利用量は 3,655 千 t で、種類別に見ると、がれき類 1,428 千 t（39%）が最も多く、次いで、家畜ふん尿 906 千 t（25%）、汚泥 458 千 t（13%）等となっています。

平成 25 年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）は 43.0%で、種類別に見ると、家畜ふん尿が 96.1%と高く、次いで、がれき類 89.4%等となり、一方、汚泥が 11.1%、廃酸・廃アルカリが 10.3%と低くなっています。

業種別の再生利用量を見ると、建設業が 1,638 千 t（45%）と最も多く、次いで、農業・林業 906 千 t（25%）、製造業 623 千 t（17%）等となっています。

当県の産業廃棄物の再生利用率は、全国の再生利用率 54.2%（平成 25 年度速報値）と比較して低い水準であり、近年は、横ばいで推移しています。これは、本県の特性として製造業からの排出量の割合が高く、再生利用が進みにくい産業廃棄物（汚泥、廃アルカリ等）の排出量の割合が高いことに起因しています。

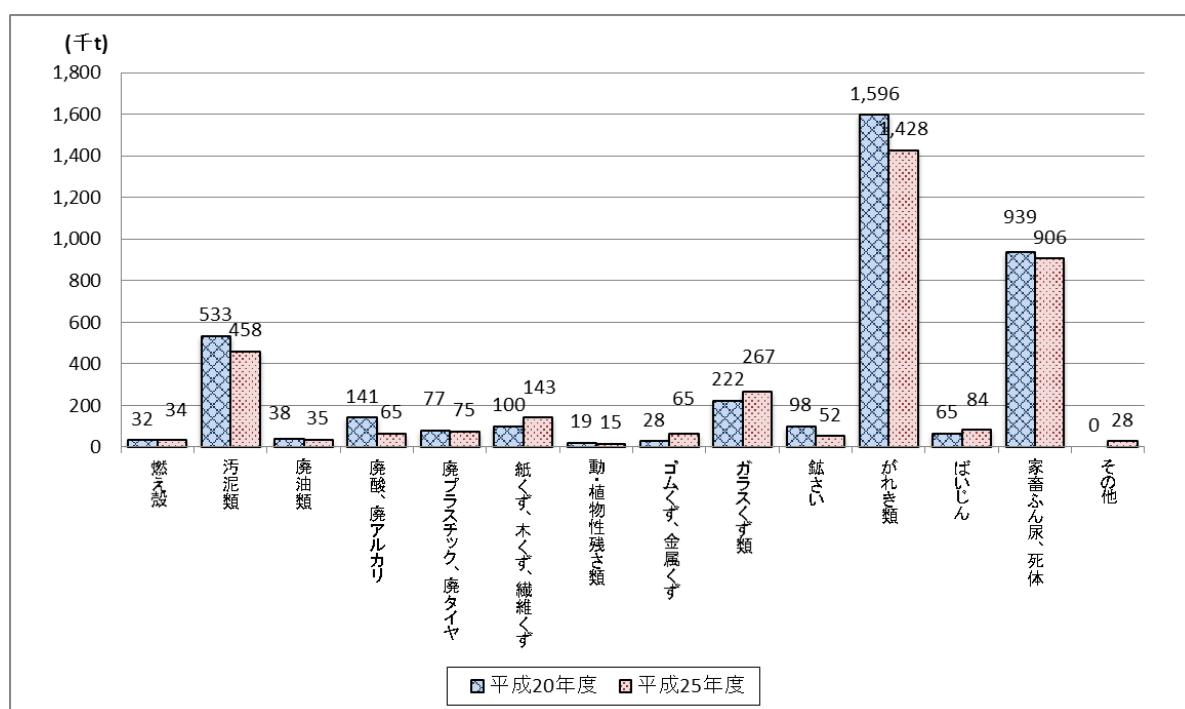


図 2-1-21 産業廃棄物の種類別の再生利用量

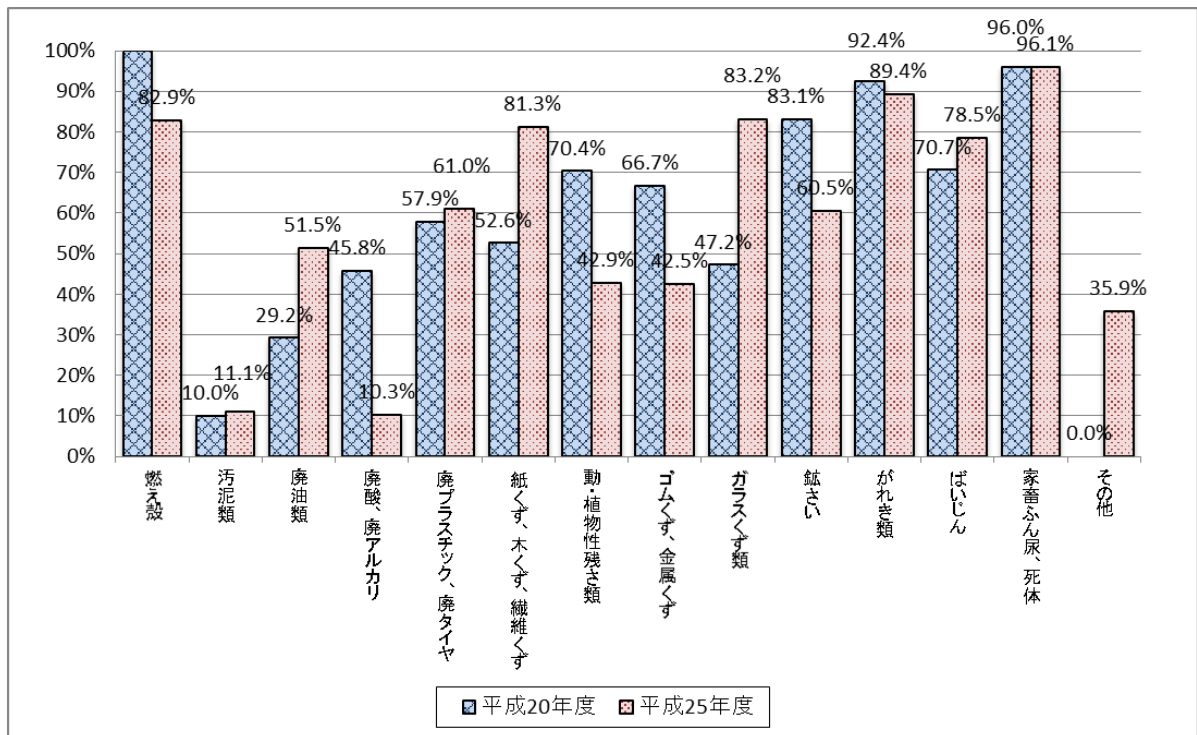


図 2-1-22 産業廃棄物の種類別の再生利用率

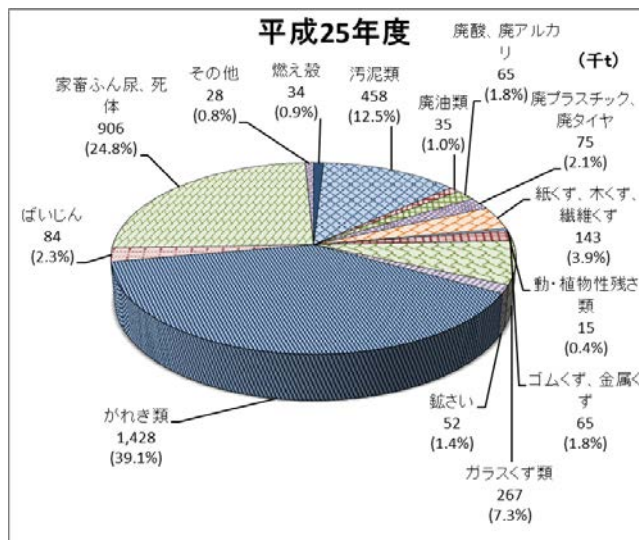


図 2-1-23 産業廃棄物の種類別の再生利用量

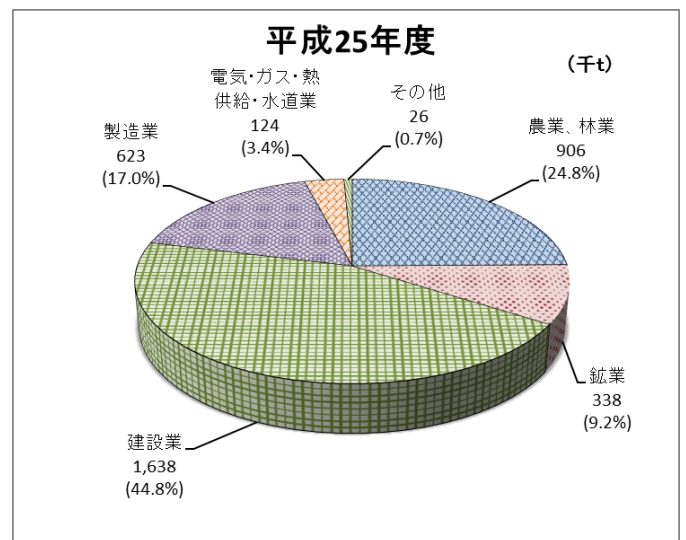


図 2-1-24 産業廃棄物の業種別の再生利用量

③最終処分量

平成 25 年度の産業廃棄物の最終処分量は 304 千 t で、種類別に見ると、汚泥 192 千 t（63%）が最も多く、次いで、ばいじん 22 千 t（7%）、廃プラスチック類 18 千 t（6%）等となっています。平成 20 年度の 420 千 t と比較すると、116 千 t（28%）の減となっています。

業種別に見ると、製造業が 254 千 t（84%）と最も多く、次いで、建設業 34 千 t（11%）となっています。

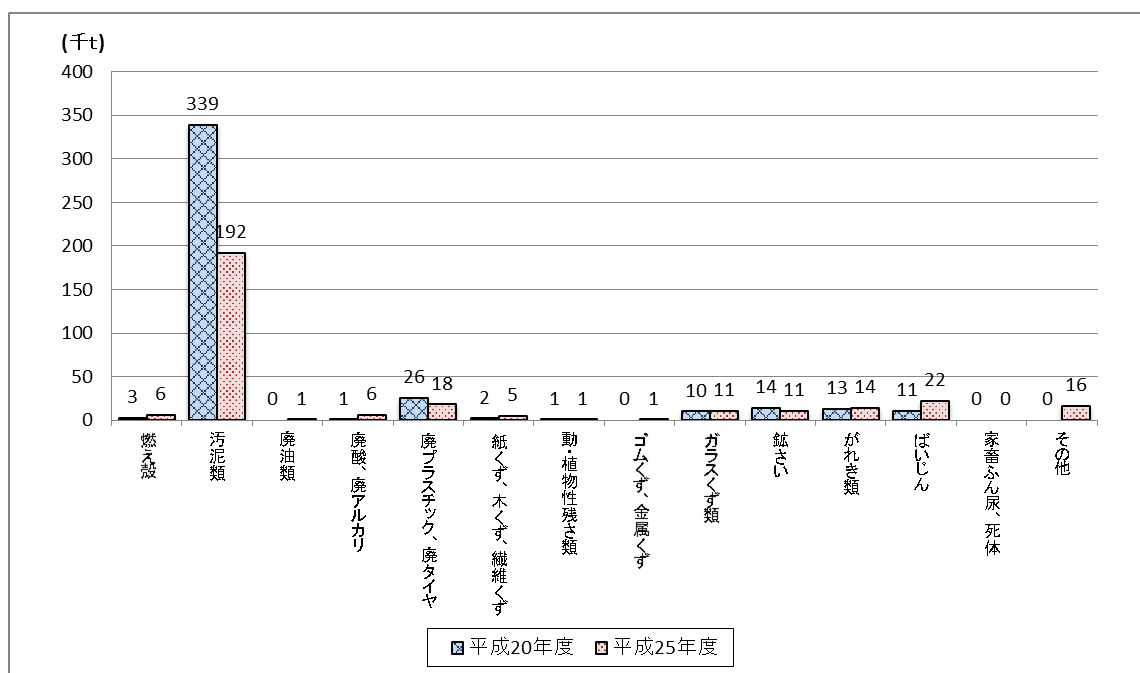


図 2-1-25 産業廃棄物の種類別の最終処分量

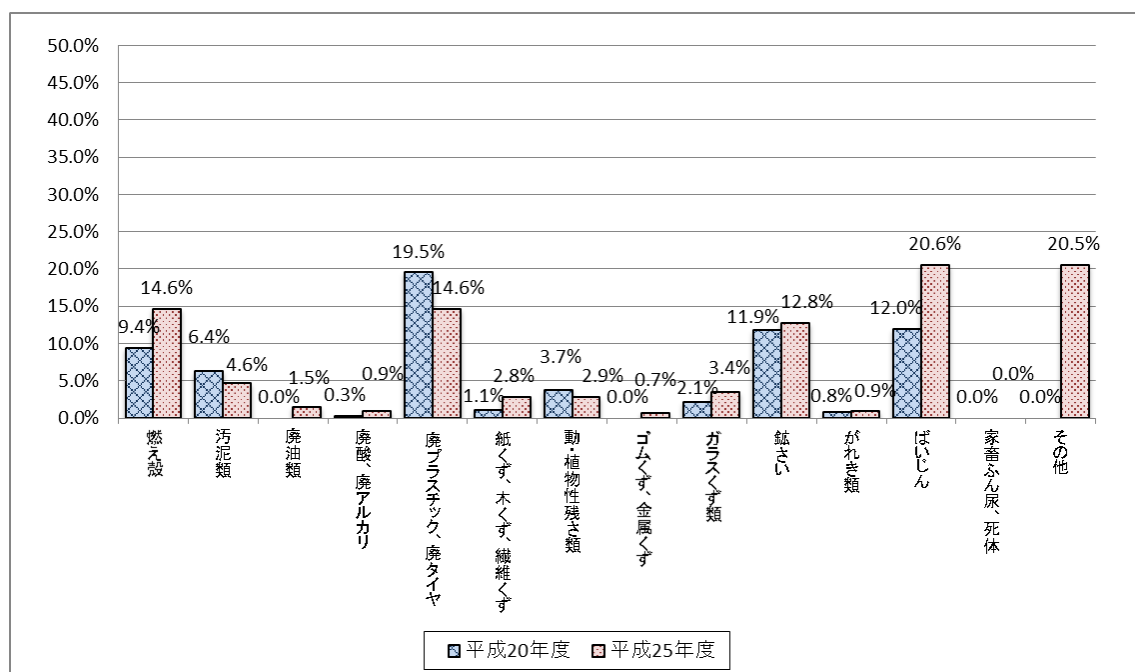


図 2-1-26 産業廃棄物の種類別の最終処分率

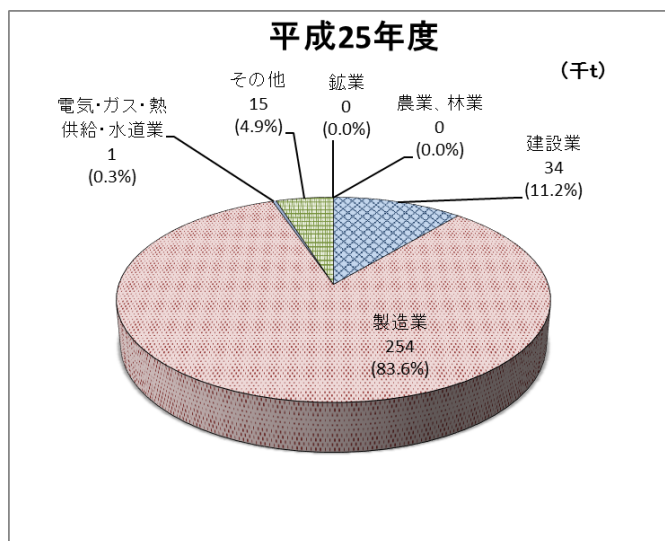
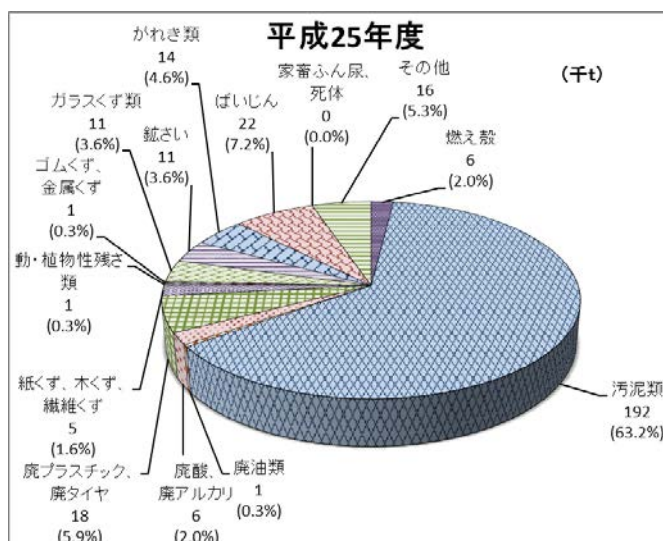


図 2-1-27 産業廃棄物の種類別の最終処分量 図 2-1-28 産業廃棄物の業種別の最終処分量

(3) 産業廃棄物の広域移動状況

平成 25 年度に、県内から県外へ流出し処理された産業廃棄物量は 544 千 t、県外から県内へ流入し処理された産業廃棄物量は 1,659 千 t となっており、県内への流入が超過している状況です。

県内から県外へ移動し処理される産業廃棄物の内訳はがれき類（19%）、汚泥（15%）、廃プラスチック類（12%）、県内へ流入している主な産業廃棄物は汚泥（25%）、がれき類（20%）、ばいじん（13%）となっています。

表 2-1-7 三重県における産業廃棄物の広域移動量（平成 25 年度）

(単位: 千t/年)

区 分	中部地方					近畿地方							その他 地方	合計
		愛知県	岐阜県	静岡県	その他		和歌山 県	奈良県	大阪府	滋賀県	京都府	兵庫県		
三重県へ流入	988	835	98	36	19	629	236	129	91	85	67	21	42	1,659
三重県から流出	301	188	72	2	39	197	5	20	63	81	4	24	46	544

(注) 環境省 平成25年度実績 廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物循環利用量実態調査報告書 平成27年3月

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

平成 25 年度末現在で、稼働中の中間処理施設は 548 施設あり、種類別では、木くず・がれき類の破碎施設が 215 施設 (39%)、汚泥の脱水施設が 159 施設 (29%) を占めています。

最終処分場は、安定型最終処分場 14 施設と、管理型最終処分場 11 施設の合計 25 施設が設置されています。平成 25 年度末現在の残余容量は 214.4 万 m³ (安定型 : 28.7 万 m³、管理型 : 185.7 万 m³) となり、残余年数は安定型 43.2 年、管理型 11.8 年となっています。

表 2-1-8 種類別設置状況 (平成 25 年度末)

施設	種 類		設置数	能 力
中間処理施設	汚泥の脱水施設		159(29%)	21,955 m³/日
	汚泥の乾燥施設		12(2%)	2,388 m³/日
	廃油の油水分離施設		5(1%)	154 m³/日
	廃酸・廃アルカリの中和施設		2(0%)	384 m³/日
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	69(13%)	4,880 t / 日
		木くず・がれき類の破碎施設	215(39%)	83,877 t / 日
		小 計	284(52%)	88,757 t / 日
	アスベスト等溶融施設		1(0%)	4.8 t 日
	焼却施設	汚泥の焼却施設	19(3%)	2,230 m³/日
		廃油の焼却施設	18(3%)	726 m³/日
		廃プラスチック類の焼却施設	22(4%)	848 t / 日
		その他産廃の焼却施設	26(5%)	3,474 t / 日
		小 計	85(16%)	—
	計		548	—
最終処分場	安定型最終処分場		14(56%)	2,931,889 m³
	管理型最終処分場		11(44%)	6,571,452 m³
	計		25	9,503,341 m³

(注 1) 中間処理施設については稼働中の施設数、最終処分場については埋立可能な施設数。

(注 2) 設置数は、複数の機能を持つ施設について、それぞれの項目で計上した延べ数。

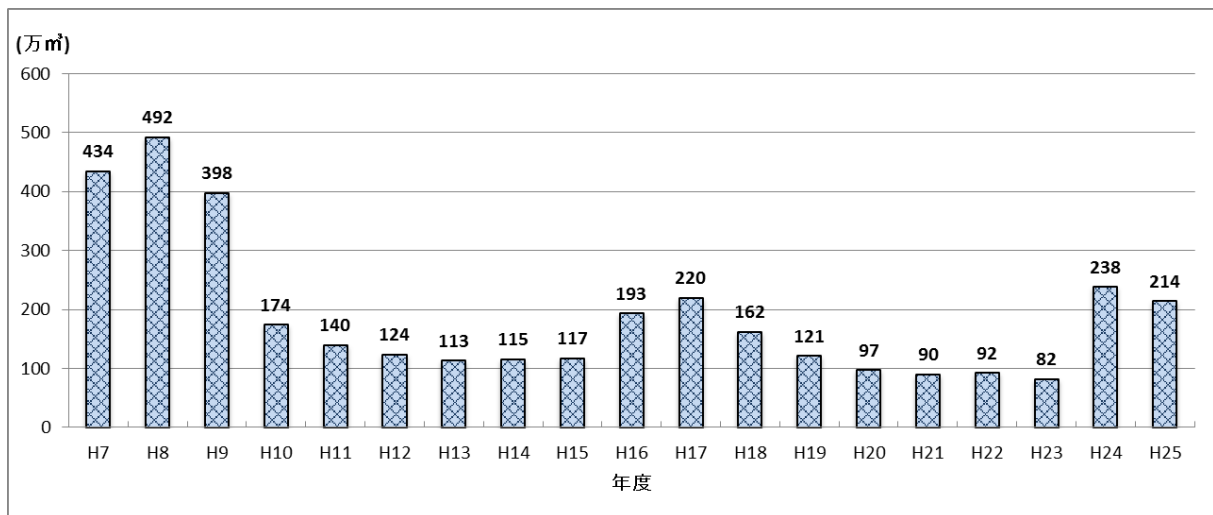


図 2-1-29 最終処分場の残余容量の推移

(5) 産業廃棄物の 3 R の推進に係る目標達成状況

前計画（平成 23 年度から平成 27 年度）に掲げた、数値目標の達成状況は以下のとおりです。

表 2-1-9 目標の達成状況

目標項目	基準年度 平成 20 年度	平成 22 年度実績 (簡易調査)	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
排出量	9,577 千 t	11,044 千 t	8,505 千 t	10,551 千 t
再生利用率	40.6%	35.0%	43.0%	43.7%
最終処分量	273 千 t (420 千 t)	297 千 t (312 千 t)	258 千 t (304 千 t)	236 千 t

(注 1) 県の総合計画「みえ県民ビジョン」（平成 24 年 4 月）の策定にあたり、平成 22 年度の産業廃棄物排出量の調査結果を踏まえ、三重県廃棄物処理計画の目標値（排出量、最終処分量）を変更しています。

(注 2) 最終処分量欄にはフェロシルトの最終処分量を除いた量を示し、括弧内の数値はフェロシルトを含んだ最終処分量を示しています。

①排出量

数値目標のうち、産業廃棄物の「排出量」は、長期的には景気の影響を受け増減し明確な減少傾向は見られませんが、平成 25 年度は 8,505 千 t であり平成 20 年度に比べて削減が図られ、目標達成の見込みとなっています。

②再生利用率

「再生利用率」については、長期的には大幅な増加が見られ近年は横ばいが続くなか、平成 25 年度は 43.1% であり平成 20 年度より増加しましたが、今後、再生利用量の多いがれき類の排出量減少や、再生利用の進みにくい製造業の汚泥の排出量増加が予想されることから、目標達成が困難な状況と見込まれます。

③最終処分量

「最終処分量」は、平成 25 年度は 258 t であり平成 20 年度に比べて、約 5%の減少となっており、長期的にも着実に削減が進んでいますが、目標達成には一層の削減が必要な状況です。なお、最終処分量の目標設定には、北勢地域事業者のフェロシルトの最終処分量を想定していないため、達成状況の評価についてはフェロシルト最終処分量を除いた量で行っています。

④施策の実施状況

前計画（平成 23 年度から平成 27 年度）の各施策に設定した補助指標の進捗状況は以下のとおりです。

表 2-1-10 補助指標の状況

補助指標	基準年度 平成 20 年度	平成 22 年度実績 (簡易調査)	平成 25 年度 実 績	目 標 平成 27 年度
適正管理計画 の策定率	89.0%	99.8%	91.0%	96.6%
最終処分率	2.8%	2.7%	3.1%	2.0%

施策「産業廃棄物の発生抑制等に向けた計画の策定と実践」

産業廃棄物の発生量が 1,000t/年以上の事業者は、廃棄物処理法により産業廃棄物処計画の策定が義務付けられており、さらに県では 500t/年以上の産業廃棄物を排出する事業者についても自主的な計画の策定と情報公開を進めてきました。排出量の増減により年度ごとに対象事業者が変わるため計画策定の徹底が難しく、「適正管理計画の策定率」は、90%以上で推移しており、目標達成には一層の取組が必要な状況です。

また、平成 14 年度から産業廃棄物税を導入し、県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税し、その税収を産業廃棄物排出抑制に係る補助事業等の費用に充て産業廃棄物の排出抑制等を進めています。

施策「産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進」

「最終処分率」は、おおむね 3%程度で推移しており、汚泥や廃プラスチック類等では減少していますが、燃え殻、ばいじん等で増加しています。

リサイクルの向上については、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の策定や、産業廃棄物税による支援制度等のほか、リサイクル製品の利用推進について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づきリサイクル製品を認定し、製品の品質や安全性の確保と併せ普及を図っています。

なお、産業廃棄物税制度については、定期的に施行後の状況を踏まえ制度のあり方を検

討することとしています。

(6) 産業廃棄物の適正処理の確保に係る目標達成状況

前計画（平成 23 年度から平成 27 年度）に掲げた、数値目標の達成状況は以下のとおりです。

①電子マニフェストの普及率

表 2-1-11 目標の達成状況

目標項目	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
電子マニフェストの普及率	25.0%	34.1%	40.0%

数値目標「電子マニフェストの普及率」は、目標達成に向けて進捗しており、排出事業者の処理責任の徹底の取組が進んでいます。

②施策の実施状況

前計画（平成 23 年度から平成 27 年度）の各施策に設定した補助指標の進捗状況は以下のとおりです。

表 2-1-12 補助指標の状況

補助指標	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
管理型最終処分場の残余年数	4.0 年	11.8 年	9.4 年
高濃度 PCB 廃棄物の適正処分率	5.3%	37.0%	100.0%
優良処理業者の認定件数	50 件	216 件	150 件
公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備	—	整備完了	整備完了

施策「適正処理の推進」

「管理型最終処分場の残余年数」は、平成 25 年度時点 11.8 年で平成 27 年度目標である 9.4 年を達成しています。

「高濃度 PCB 廃棄物の適正処分率」は、目標 100.0%に対して平成 25 年度時点で 37.0%となっています。PCB 廃棄物については、処理体制の確保が遅れていたことから処理が進んでいないため、PCB 廃棄物特別措置法施行令の改正により、処理期限が平成 28 年度末から平成 38 年度末に延長されました。

施策「優良な廃棄物処理業者の育成」

「優良処理業者の認定件数」は、平成 25 年度末時点 216 件となり平成 27 年度目標である 150 件を達成しました。産業廃棄物処理業許可件数に対する優良処理業者の認定割合は約 4 %となっています。

施策「公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備」

廃棄物処理センター（一般財団法人三重県環境保全事業団）の新小山最終処分場が平成 25 年度末に整備完了し、目標を達成しています。

(7) 産業廃棄物処理の監視指導と不適正処理事案の是正に係る目標達成状況

前計画（平成 23 年度から平成 27 年度）に掲げた、数値目標の達成状況は以下のとおりです。

表 2-1-13 目標の達成状況

目標項目	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
産業廃棄物の不法投棄発生件数	23 件 (10t 以上 5 件)	14 件 (10t 以上 3 件)	20 件 (10t 以上 0 件)
不法投棄における行為者特定事案の是正率	90.3%	100%	100%

①産業廃棄物の不法投棄発生件数

数値目標「産業廃棄物の不法投棄発生件数」については、着実に減少し、目標の件数を達成できる見込みです。10 t 以上の事案の件数についても減少していますが撲滅に至っていません。

②不法投棄における行為者特定事案の是正率

数値目標「不法投棄における行為者特定事案の是正率」については、全て是正措置が講じられ、目標を達成できる見込みです。

③施策の実施状況

前計画（平成 23 年度から平成 27 年度）の各施策に設定した補助指標の進捗状況は以下のとおりです。

表 2-1-14 補助指標の状況

補助指標	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実 績	目 標 平成 27 年度
監視・指導件数	3,656 件	3,576 件	3,600 件
不法投棄の防止に繋がる協定締結 や活動支援等の検討	12 件	15 件	18 件
特定の不適正処理事案に対する是 正率	40%	80%	100%

施策「産業廃棄物処理に関する監視強化」

「監視・指導件数」については、おおむね目標を達成できる見込みです。

施策「産業廃棄物処理に関する連携の強化」

「不法投棄の防止に繋がる協定締結や活動支援等の検討」については、着実に件数が増え、目標を達成できる見込みです。

施策「特定の不適正処理事案に対する是正の推進」

「特定の不適正処理事案に対する是正率」については、生活環境保全上の支障があると判断された 5 件のうち、4 件（四日市市大矢知・平津事案、桑名市五反田事案、四日市市内山事案、鈴鹿市稲生事案）について恒久対策に着手し是正率は 80%となりました。残る 1 件（津市芸濃事案）については、現在のところ行政代執行の必要のない状態にあり、モニタリング調査を継続しています。

2-2 本県を取り巻く状況

(1) 県勢の概要

平成 27 年 4 月 1 日現在の人口は 1,811 千人となっており、平成 19 年の 1,873 千人をピークに減少に転じ、5 年後の平成 32 年には 1,773 千人、10 年後の平成 37 年には 1,714 千人となる推計となっています。県では「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定中であり、本県の人口減少の課題に的確に対応し、地域の自立かつ持続的な活性化を図るための取組の方向などについて検討しています。本計画の策定にあたっては、人口減少や過疎化に対応した内容とする必要があります。

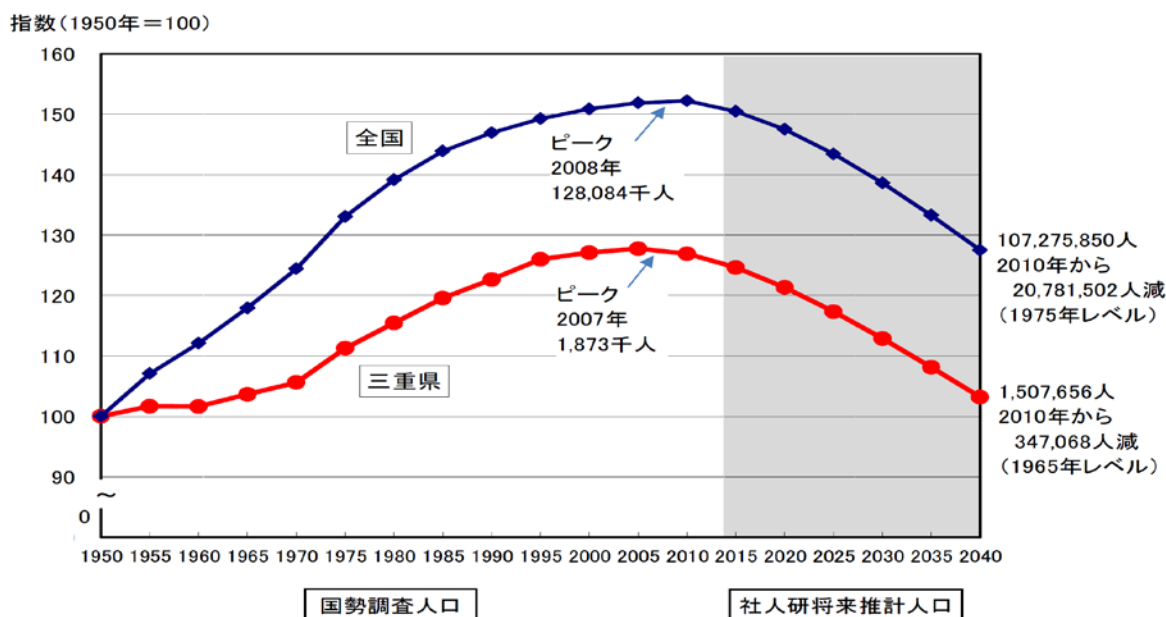


図 2-2-1 三重県及び全国の 5 年ごとの人口及び将来推計人口の推移

県内の建設業の動向として建設業元請売上高を見ると、平成 25 年度は 80,905 千万円となっており、平成 8 年度から減少傾向にあります。今後、東海環状自動車道やリニア中央新幹線の整備などの大規模開発が計画されています。

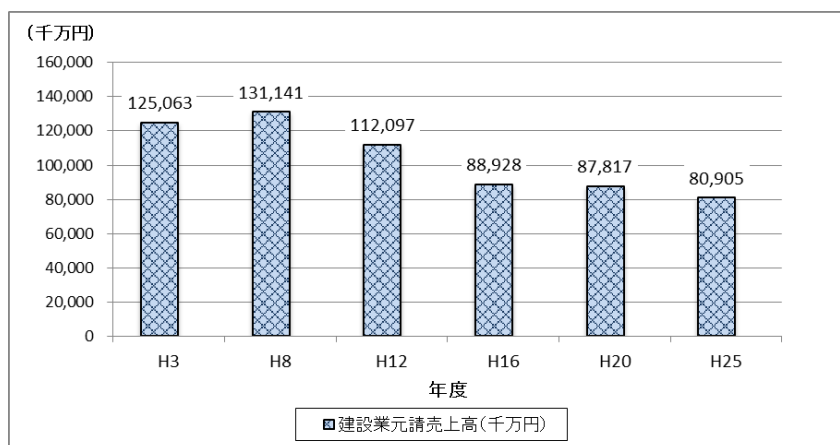


図 2-2-2 三重県建設業元請売上高の推移

県内の鉱工業に関して製造品出荷額を見ると、平成 25 年度は 1,040,925 千万円となっており、平成 20 年度からは減少しているものの、長期的には増加傾向にあります。

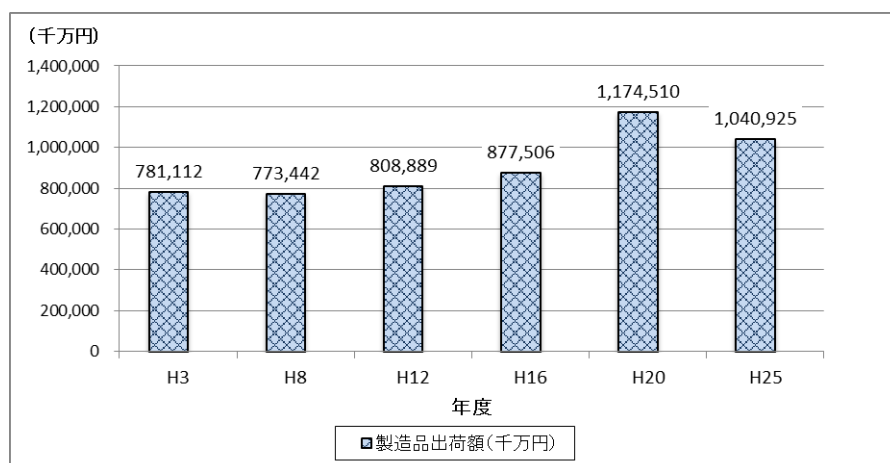


図 2-2-3 三重県製造品出荷額の推移

平成 25 年度の全業種の従業員数は、895,637 人となっており、横ばいで推移しています。

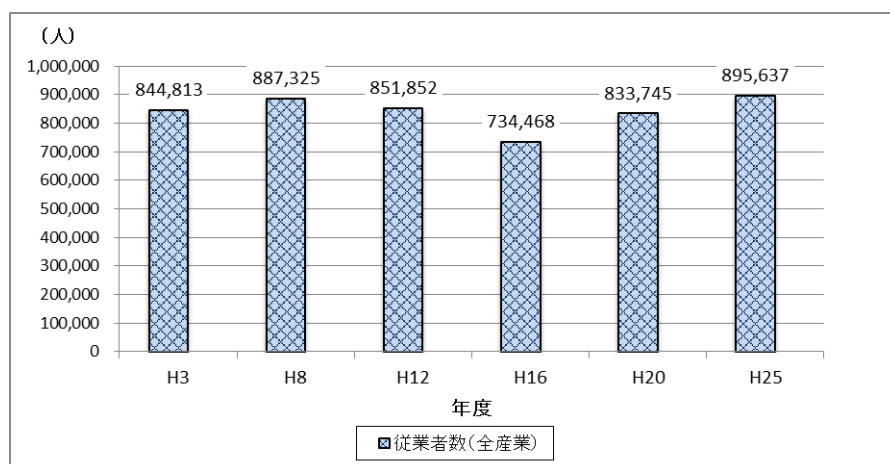


図 2-2-4 三重県従業員数(全産業)の推移

平成 25 年度の観光入込客数は、40,799 千人となっており、増加傾向にあります。

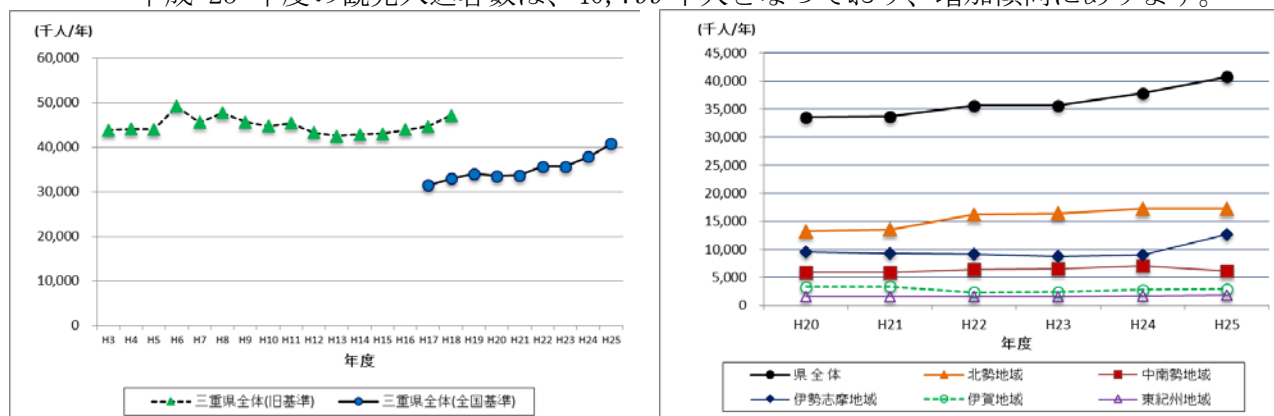


図 2-2-5 三重県及び主要都市観光入込客数の推移

(2) 循環型社会構築に向けた国の動向

三重県廃棄物処理計画の策定（平成 23 年 3 月）以降、国では、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）が策定されました。

第三次循環型社会形成推進基本計画においては、これまでの 3 R の取組進展、個別リサイクル法等の整備等の法的基盤の整備とそれに基づく努力、国民の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、第二次循環型社会形成推進基本計画に定められた各指標は概ね目標に向けて順調に進捗しているとしている一方で、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておく重要性を指摘しています。

また、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されることなどを踏まえ、今後、循環型社会の形成に関する政策課題は、循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量に重きをおいてリサイクル等を推進していくというステージから、循環を質の面からも捉え、環境保全と安全・安心を確保したうえで、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用する新たなステージに進んだとしています。

(3) 再生可能エネルギーの利用拡大

東日本大震災を契機としてエネルギー政策や環境政策が見直され、再生可能エネルギーの積極的な利用拡大を図るため再生可能エネルギーの固定買取制度が導入されており、廃棄物処理においてもバイオマス等の未利用エネルギーの活用が望まれます。

県では、三重県新エネルギービジョン（平成 24 年 3 月策定）に基づき新エネルギーの積極的な導入を促進しており、バイオマス発電（バイオマス由来の廃棄物発電を含む）として 48,090 kW（原油換算 60,113 kℓ）、バイオマス熱回収として原油換算 52,654 kℓが導入されています。

(4) 三重県環境基本計画

本県では、平成 24 年 4 月に三重県環境基本計画を策定し、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生した環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざしています。また、同計画では持続可能な社会づくりを、県民と力を合わせて取り組み、成果を生み出すことで、新しいものを創造していく「協創」という考え方により進めることとしています。

2-3 本県が取り組むべき循環型社会への課題

2-3-1 一般廃棄物に係る課題

(1) ごみの発生・排出抑制、循環的利用の推進

長期的に見ると、ごみの排出量や最終処分量は着実に削減され、資源としての再生利用率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあり、3Rの取組に進展がありましたが、近年はごみ排出量の削減が鈍化し、事業系ごみの増加も見られます。今後も引き続き「ごみゼロ社会」の実現を目指し、県民、NPO、事業者、行政の多様な主体がともに取り組んでいく必要があります。

(2) 多様な主体による資源回収との連携

近年、再生事業者や小売店店頭等の拠点における資源回収が活発化していると考えられることから、今後、市町だけでなく、多様な主体と連携し資源化の取組を進めていく必要があります。

(3) 資源循環の質の向上

市町においては、再生利用の量だけでなく、枯渇性資源の有効利用の観点から使用済小型電子機器の再資源化や、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効活用等、資源循環の質に着目した取組が望まれます。

また、一般廃棄物は地域内で処理され循環利用されることが基本となりますが、地域内に処理施設、処理技術、担い手等が不足し、適正処理と循環が阻害されることのないよう体制の整備、研究開発、地域ネットワークづくり等が必要です。

(4) 未利用エネルギーの有効活用

再生可能エネルギーの利用拡大が望まれるなか、今後、本県の RDF 焼却・発電事業の終了に向け、ごみの未利用エネルギーを活用していくため、市町で焼却されている廃棄物から熱回収や発電を行う体制をできる限り整備していくことが望まれます。

(5) 公正で効率的なごみ処理システムの構築

資源化の実施等によりごみ処理経費が増加傾向にあるなか、市町においては、人口減少、高齢化、観光や産業の振興等の社会情勢の変化に対応できるよう、住民の理解が得られやすい公平なごみ処理費用の負担やごみ処理経費の削減等、公正で効率的なごみ処理システムの構築に向けた取組を進めていくことが望まれます。

(6) 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築

南海トラフ地震等の大規模災害であっても、各主体が連携し適正かつ円滑にがれき等の災害廃棄物処理が行われるための体制を整備することが求められており、市町の災害廃棄物処理計画の策定に加え、人材の育成、処理困難物への対応、処理施設の強靱化等の実効性を高める取組が必要です。

2-3-2 産業廃棄物に係る課題

(1) 産業廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用の推進

これまでの取組により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されていますが、排出量については、景気の動向に影響を受け、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、産業廃棄物を排出する事業者が、自らの責任において、廃棄物の３Ｒに一層取り組んで行く必要があります。

(2) 資源循環の質の向上

産業廃棄物の循環的利用にあたっては、資源循環の質の向上に向け、枯渇性資源の有効利用や未利用エネルギーの有効活用を推進する必要があります。また、排出現場に近い場所での循環利用が適当なものはできる限り地域内で循環するなど、効率性の高い循環をめざすことが望まれます。

(3) 産業廃棄物処理の安全と安心の確保

製造業を中心とした経済活動の活発化や、東海環状自動車道やリニア中央新幹線の整備などの建設工事により産業廃棄物の発生が見込まれるなか、産業廃棄物の処理に対する安全と安心を確保する必要があります。

産業廃棄物の処理については、排出事業者の処理責任を徹底し、産業廃棄物の適正処理とその透明性を向上させるとともに、産業廃棄物処理業者においても、優良認定を取得し事業や施設の状況を公表するなど、引き続き県民の安全・安心の確保に向けた取組が必要です。

また、県内で長期に保管されている PCB 廃棄物について、早期に処理を進めていくことが必要です。

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、減少傾向にあるものの撲滅するには至っていません。規模が大きくなり、県民に不安や生活環境への影響を与えることがないよう、早期発見、早期対応していくことが必要です。

過去に不法投棄等により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な４事案については、行政代執行による是正措置を実施し、早期に支障等の除去を行っていくことが必要です。

第3章 基本理念と取組方向

3-1 基本理念

大量生産、大量消費型の社会経済活動により、物質の健全な循環が阻害され、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇等地球規模の環境問題が懸念されています。また、大量の廃棄物の発生に対しては、3Rや適正処理の取組を進め、これまでの取組の成果が実感できるようになってきましたが、持続可能な循環型社会の構築に向け、一層の取組が必要となっています。

これまで、循環を量的な側面から捉え取組を進めてきましたが、さらに循環を質の面からも捉え、環境保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用する取組を進めることで、天然資源の使用を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減される安全で安心な循環型社会づくりを推進します。

そのため、県民、事業者、行政等さまざまな主体の協創により、地域特性や資源の性質に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に取り組み、持続可能な循環型の地域づくりを進めていきます。

こうした考え方にに基づき、廃棄物の減量、再生利用や熱回収により、温室効果ガスの排出抑制や省資源・省エネルギー化を進め、低炭素社会及び自然共生社会の形成につなげていくとともに、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として地域循環の環により一層有効活用し、資源生産性を高め、循環型社会の定着が実感できる社会をめざします。

3-2 めざすべき姿

「基本理念」を踏まえた本計画の 10 年後のめざすべき姿

●家庭においては、

ものを大切にする気持ちや環境を考え行動することが浸透しています。

食料品や日用品は、必要なだけ買い、買物の際には、マイバッグ等を持参して不要な容器や包装はもらわないようにし、使い捨て商品はなるべく買わず、詰め替え製品を購入するなど環境に配慮した消費行動をとっています。買ったものは最後まで使い切ることを心がけ、なるべくごみにならないようにし、生ごみは水切りするなど、できる限りごみとして出す量が減らされています。

衣類、家具等は、長く使える気に入ったものだけを厳選して買い、最小限のものを長く使うシンプルなライフスタイルが浸透しています。

すぐに買い替えが必要となるものなどについては、リサイクルショップやレンタル・リースサービス等を積極的に利用しています。

いらなくなったものは、フリーマーケット、リサイクルショップ、適切に運用されるインターネットオークション等で再利用されています。また、空き缶や空きびん、古紙だけでなく枯渇性資源を含む家電製品等、資源として有効利用できるものは、必ず資源回収や販売店の店頭回収等適正に資源化されるルートに出しています。

地域の人たちが資源の有効利用について話し合い、地域ごとの循環の取組がなされています。地域で循環が難しいものは広域のネットワークを通じて循環が実現できています。

●事業者においては、

長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供し、排出する廃棄物の発生を極力抑制するとともに貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が実現しています。

製品の製造から販売を行うそれぞれの事業者が、その製品が廃棄された後のことまで考え、再使用や再生利用が容易となるように、あるいは、長く使い簡単に修理や点検ができるように、環境に優しい良質な製品を提供しています。

製品のリースやレンタル、修理や維持管理等のサービスが、さまざまなものについて受けられるようになっています。

廃棄物は、発生を極力抑制するとともに、貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透しています。再使用や再生利用は、性状や用途に応じて最も環境負荷が少ない形で実施され、どうしても処理が必要なものは、透明性の高い適正な処理が行われています。

地域内で循環利用が可能な廃棄物については、できる限り地域内で処理が行われ再生利用されています。バイオマス等再生可能資源については適正処理と併せてエネルギーが回収されるなど、化石燃料の使用の削減が図られています。

地域内の資源循環の課題を考え、それぞれの事業の特性を生かした取組により課題解決に貢献し、またそれが新しいビジネスにつながっています。

●廃棄物処理の現場においては、

県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い処理と循環を行うための体制が整備されています。

廃棄物に対して貴重な資源という意識が浸透し、分別、収集が徹底され、再使用、再生利用できるものは最大限有効利用され、再資源化にあたっては、環境の保全と安全・安心が確保され、品質が確保されています。

再生利用を進めるための処理施設や、廃棄物からエネルギーを回収する施設、安全性や環境負荷低減の観点から埋立以外に適正な処分方法がないものや災害廃棄物を埋め立てる最終処分場等、必要な施設が整備されています。

透明性の確保と法令遵守の意識が高く、県民は安全・安心を感じています。

●大規模災害に備えて、

東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、大規模災害に備えて災害廃棄物の適正処理が行われるための体制が整備されています。

市町では災害廃棄物処理計画を策定し、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた処理体制が整備されるとともに、常時、訓練や研修会等により災害対応力の維持向上が図られています。

災害廃棄物は可能な限りリサイクルされ、災害からの復興事業等で再生資材として有効活用される準備ができています。

市町のごみ処理施設は、大規模災害時でも稼働できるよう強靱化等の整備が行なわれ、発電設備により地域に電力を供給できるなど、防災拠点としての機能を有しています。

●物質の循環においては、

採取した枯渇性資源は、製品の寿命の長期化や再使用、再生利用により、有用な「社会ストック」として経済社会で可能な限り長く有効活用されるとともに、バイオマス等再生可能資源はその再生速度の範囲内で活用され、自然界における循環と経済社会の循環の調和が保たれています。

3－3 循環型社会構築のための施策の取組方向

本計画では、10年後のめざすべき姿の実現に向け3つの取組方向を設定し、今後5年間の施策を展開していきます。また、当県の現状や社会情勢を踏まえ、当計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し、重点的に取組を進めます。

取組方向Ⅰ ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。

ものを大切にする気持ちや環境を考えて行動する意識を醸成し、多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めるとともに、排出されたごみは、貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用することで環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環の形成に向けた取組を進めます。

また、県内の人口減少や高齢化等が進むことを見据え、公正で効率的なごみ処理システムの構築をめざします。

取組方向Ⅱ 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。

産業廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物については 貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用する意識が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われるよう産業廃棄物の3Rを推進します。

取組方向Ⅲ 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。

電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を進め、産業廃棄物の排出事業者の処理責任を徹底するとともに、監視指導により不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応を進めます。

不適正処理4事案については、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、安全・安心を確保します。

また、東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を活かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物の適正処理が行われるための体制を整備します。

[取組方向]

[施策]

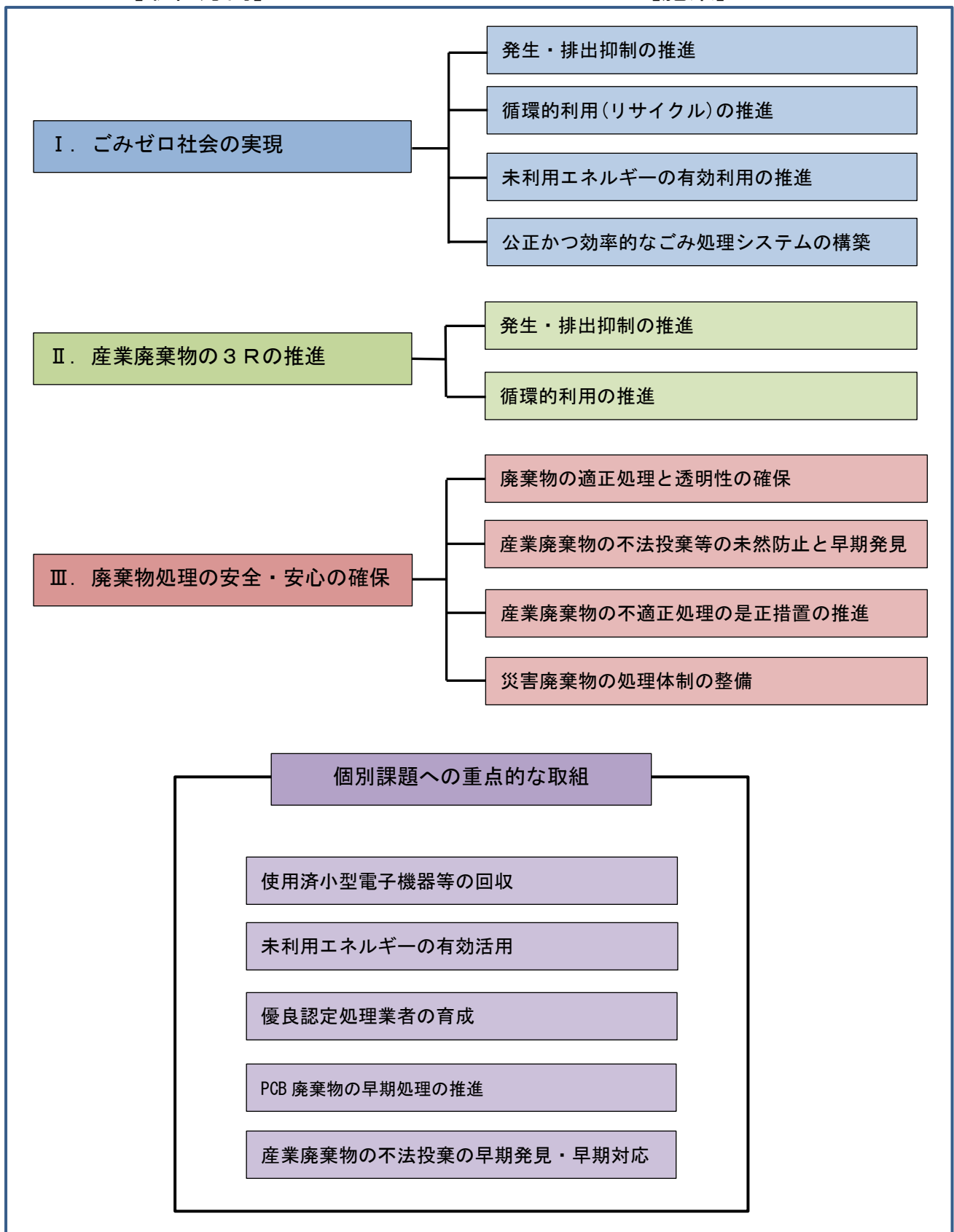


図 3-3-1 施策の体系

第4章 計画の目標と施策

4-1 施策の取組方向における数値目標等の設定

4-1-1 ごみゼロ社会の実現

表 4-1-1 ごみゼロ社会実現のための目標

目標項目	現状値 平成 25 年 度	目標値 平成 32 年度	目標項目の説明
1 人 1 日あたり のごみ排出量	986 g/人・日	936 g/人・日	ごみ総排出量 ÷ (計画収集人口 × 365 日) ※災害廃棄物の量を除く
資源化率	30.4%	33.3%	資源化量 (直接資源化量 + 中間処理後 再生利用量 + 集団回収量) ÷ ごみ総 排出量
最終処分量	50,042 t	30,000 t	最終処分量

【目標設定の考え方】

(1) 1 人 1 日あたりのごみ排出量

本計画の目標値については、市町の一般廃棄物処理基本計画で計画されたごみの排出量削減の取組による削減 26 g/人・日に加え、新たな取組を進めることにより 24 g/人・日の削減を図り、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の取組指標の目標 (平成 12 年度比 25%削減) との整合を図り 936 g/人・日と設定します。

(2) 資源化率

資源化率については、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の取組指標の目標 (平成 12 年度比 1.25 倍) を既に達成していることから、各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けたごみの資源化率の向上率を踏まえ 33.3%と設定します。

(3) 最終処分量

本計画の目標については、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の目標値 (平成 12 年度比 70%削減) を既に概ね達成できていることから、各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた削減率を踏まえ 30,000 t と設定します。

施策 1－1 発生・排出抑制の推進

施策の目的

ものを大切にする気持ちや環境を考えて行動する意識を醸成し、多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。

ごみ減量化の施策の推進にあたっては、環境配慮製品の普及、再使用、多様な主体による資源回収の促進など、ごみが出にくい仕組みづくりを進めます。

主な取組

○ 拡大生産者責任の徹底

製品等の製造や流通、消費段階において排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫（エコデザイン）や、長期にわたり使用できる製品の開発、修理体制の充実などの事業者の取組を促進します。また、事業者自らが生産、販売したものが廃棄物となったものについて、多様な主体と連携し、再資源化を進めるための回収ルートの構築等について取組を促進します。

○ 事業系ごみの総合的な減量化の推進

事業系ごみ料金の適正化等のごみ減量化の取組の促進や、事業系ごみ量が増加している観光地の市町など、対策が必要な地域や関係団体との連携により、ごみ減量化の取組を推進します。

○ 再使用の推進

フリーマーケット開催、マイカップやマイボトルの普及、壊れたものの修理や使わないもののリフォーム、リサイクルショップの活用の促進等、不用品の再使用や製品の長期利用の取組を推進します。

○ 多様な主体の協創による取組の推進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や、市町と連携し学校等での出前授業を実施し「もったいない」という意識の醸成を推進します。

資源回収業者の拠点回収、スーパーマーケットやショッピングセンターにおける店頭回収システムの構築や利用を促進するため、関係市町や事業者と連携し取組を進めます。

施策１－２ 循環的利用（リサイクル）の推進

施策の目的

やむを得ず排出されたごみを、貴重な資源として最大限有効利用するため、多様な主体と連携し、生ごみ堆肥化や各種リサイクル法に基づく取組等を促進します。

循環的利用の推進にあたっては、枯渇性資源の有効利用、地域内での循環等、質の高い循環が優先されるよう取組を進めます。

主な取組

○ 容器包装ごみ等の再資源化の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の分別収集計画に基づき、地域の実情に応じて容器包装リサイクル法に定める品目についての分別収集・処理を促進します。また、可燃ごみの２～４割を占める紙類の分別収集・処理について市町の実情に応じて取組を促進します。

このほか、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法など各種リサイクル関連法における、個別品目のリサイクルについて、関係法令に基づき取組を進めます。

○ 廃棄物系バイオマスの地域内循環の推進

家庭や事業者から排出される生ごみや食品残さ等を堆肥・飼料化し、家庭や農業、養殖業などの地域産業で利活用する地域内循環の取組を促進することにより、生ごみや廃棄物系バイオマスの効率的な循環的利用を進めます。

○ 資源循環の高度化の推進

枯渇性資源の有効利用、使用済み製品を原料として同一種類の製品を製造する再生利用等、質の高い循環が優先されるよう取組を進めます。特に、使用済小型電子機器の再資源化について、認定処理業者や周辺市町との広域的な連携、マッチングを図ること等により再資源化を促進します。

施策 1－3 未利用エネルギーの有効利用の推進

施策の目的

排出されたごみについて、貴重なエネルギー源として最大限有効活用することで、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環の形成に向けた取組を進めます。

主な取組

○ ごみの持つ未利用エネルギー活用の推進

国の循環型社会形成推進交付金により、市町のごみ焼却施設の新設や更新において高効率ごみ発電施設の積極的な導入を促し、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。また、熱回収施設設置者認定制度を活用し、民間施設による熱回収を促進します。

RDF 焼却・発電事業については、安全で安定した運用を確保し、一般廃棄物の適正処理を進めます。

○ 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりを推進するなかで、廃棄物系バイオマスなどの未利用エネルギーの活用に係る取組を支援します。

施策１－４ 公正かつ効率的なごみ処理システムの構築

施策の目的

県内の人口減少や高齢化等が進むことを見据え、公正で効率的なごみ処理システムの構築を進めます。

環境負荷や費用面等の総合的な評価を行う廃棄物会計やごみ処理カルテを活用し、公正で効率的なごみ処理が行えるよう市町と連携した取組を進めます。

主な取組

○ ごみ処理の有料化等経済的手法の活用

ごみの排出抑制と処理経費の負担の公平化のため、家庭系ごみ処理の有料化など経済的手法について、市町において活用が進むよう技術的支援を行います。

○ 廃棄物会計とごみ処理カルテの活用促進

環境負荷や費用面等の総合的な評価を行う廃棄物会計やごみ処理カルテを活用し、ごみ処理システムの最適化などの具体的な取組を促進するため、活用が進んでいる自治体の情報を紹介するなど、課題検討や解決へ向けた技術的支援を行います。

○ RDF 焼却・発電事業

RDF 焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保し、一般廃棄物の適正処理を進めます。また、RDF 焼却・発電事業終了後のごみ処理体制について、各市町等の検討会に参画するなど必要な技術的支援を行います。

○ ごみ処理広域化の推進

一般廃棄物の処理においては、市町の区域内処理を基本としつつ、広域的に連携しながら廃棄物の種類や処理方法に応じて効率的なごみ処理体制を構築する必要があります。特に、一定の規模に満たない焼却施設で処理される場合は、複数の市町による事務組合や広域連合等による広域処理が望まれます。ごみ焼却施設の新設や更新にあたっては、適切な規模での広域的な処理体制の構築に向け、各市町等の検討会に参画する等必要な技術的支援を行います。

4-1-2 産業廃棄物の 3 R の推進

表 4-1-2 産業廃棄物の 3 R 推進のための目標

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度	目標項目の説明
排出量	8,505 千 t	7,920 千 t	県内から排出される産業廃棄物の量 (排出量 - 有償物量)
再生利用率	43.0%	43.6%	県内から排出される産業廃棄物から再生利用される割合 (再生利用量 ÷ 排出量)
最終処分量	258 千 t	234 千 t	県内から排出される産業廃棄物から最終処分された量

(注 1) 最終処分量は、過去の不法投棄等の是正に伴う量を除きます。

【目標の設定の考え方】

(1) 排出量

県内の建設業、製造業等の活動量指標の推移を踏まえ排出量の将来推計を行った結果に、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金による平成 32 年度までの削減効果として 1 万 t の排出削減を見込み、排出量の目標を 7,920 千 t に設定します。また、業種ごとの発生原単位についてもモニタリングを行います。

(2) 再生利用率

県内の排出量の将来推計結果に加え、全国の産業廃棄物の種類ごとに再生利用率の推移を踏まえ将来推計を行った結果、再生利用率の目標を 43.6% に設定します。

なお、再生利用率の高いがれき類の排出量が減少するなど産業廃棄物の種類の構成比が変化することにより、全体の再生利用率に大きな向上が見られませんが、産業廃棄物の種類ごとの再生利用率は概ね上昇すると見込んでいます。

(3) 最終処分量

排出量の将来推計結果に加え、再生利用が進みにくい無機性汚泥の処理状況や、全国の産業廃棄物の種類ごとの最終処分量の推移を踏まえ、平成 32 年度の最終処分量の目標を 234 千 t に設定します。

表 4-1-3 平成 25 年度 産業廃棄物の処理状況

	排出量 (千t)		再生利用量 (千t)		最終処分量 (千t)	
		構成比		再生利用率		最終処分率
合 計	8,505	100%	3,654	43.0%	258	3.0%
燃え殻	41	0.5%	34	82.9%	6	15.4%
汚泥	4,144	48.7%	458	11.1%	147	3.5%
廃油	68	0.8%	35	51.5%	1	1.0%
廃酸	69	0.8%	16	23.2%	1	2.0%
廃アルカリ	563	6.6%	47	8.3%	5	0.8%
廃プラスチック類	123	1.4%	75	61.0%	19	15.0%
紙くず	18	0.2%	5	27.8%	1	3.3%
木くず	154	1.8%	135	87.7%	4	2.3%
繊維くず	4	0.0%	3	75.0%	0	0.0%
動植物性残さ	35	0.4%	15	42.9%	1	2.3%
ゴムくず	0	0.0%	0	—	0	—
金属くず	153	1.8%	65	42.5%	1	0.6%
ガラスくず等	321	3.8%	267	83.2%	11	3.3%
鉱さい	86	1.0%	52	60.5%	11	13.3%
がれき類	1,598	18.8%	1,428	89.4%	14	0.9%
ばいじん	107	1.3%	84	78.5%	22	20.7%
家畜ふん尿	943	11.1%	906	96.1%	0	0.0%
その他	79	0.9%	29	36.7%	16	19.9%

表 4-1-4 平成 32 年度 産業廃棄物の処理状況(推計結果)

	排出量 (千t)		再生利用量 (千t)		最終処分量 (千t)	
		構成比		再生利用率		最終処分率
合 計	7,930	100%	3,459	43.6%	235	3.0%
燃え殻	13	0.2%	12	88.4%	2	15.7%
汚泥	3,742	47.2%	602	16.1%	139	3.7%
廃油	86	1.1%	47	54.3%	1	0.7%
廃酸	89	1.1%	22	24.4%	0	0.4%
廃アルカリ	756	9.5%	44	5.8%	6	0.8%
廃プラスチック類	132	1.7%	82	62.1%	17	12.8%
紙くず	16	0.2%	4	28.0%	1	3.9%
木くず	129	1.6%	113	87.9%	2	1.7%
繊維くず	3	0.0%	3	86.7%	0	0.8%
動植物性残さ	36	0.5%	16	45.2%	1	2.6%
ゴムくず	0	0.0%	0	2.6%	0	3.2%
金属くず	141	1.8%	60	42.5%	1	0.5%
ガラスくず等	251	3.2%	204	81.4%	10	3.9%
鉱さい	99	1.3%	61	61.6%	11	11.4%
がれき類	1,299	16.4%	1,167	89.9%	8	0.6%
ばいじん	113	1.4%	84	74.9%	23	20.5%
家畜ふん尿	943	11.9%	906	96.1%	0	0.0%
その他	83	1.0%	32	38.6%	13	15.2%

施策２－１ 発生・排出抑制の推進

施策の目的

産業廃棄物の発生・排出極力抑制されるよう、排出事業者の自主的な取組や、産業廃棄物税の課税とその税収を財源とした事業者への支援により、事業者の排出抑制の取組を促進します。

また、事業者による環境配慮設計がされた製品の提供や、使用済製品の自主回収ルートの構築など、製品の提供などを通じた発生・排出の取組を促進します。

主な取組

○ 産業廃棄物適正管理の推進

産業廃棄物を年間 500 トン以上排出する事業者等による産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に関する計画の作成と公開を促進します。また、排出事業者に対する廃棄物減量化、リサイクル促進、ガバナンス構築等の技術情報提供などの支援を行います。

○ 産業廃棄物発生抑制等の推進

県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に係る設備機器の設置、研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費に対し支援を行います。

○ 拡大生産者責任の徹底（再掲）

製品等の製造や流通、消費段階において排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫（エコデザイン）や、長期にわたり使用できる製品の開発、修理体制の充実などの事業者の取組を促進します。また、事業者自らが生産、販売したものが廃棄物となったものについて、多様な主体と連携し、再資源化を進めるための回収ルートの構築等について取組を促進します。

施策２－２ 循環的利用の推進

施策の目的

排出された廃棄物について、貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われる循環的利用を推進します。

主な取組

○ 認定リサイクル製品普及の推進

リサイクル製品の認定制度を的確に運用し、品質及び安全性の確保を図るとともに、同製品の利用促進を図るため、広く情報提供を行います。

○ 産業廃棄物リサイクル技術研究開発事業

建設廃材や地場産業の廃棄物等のリサイクル技術の研究開発及び県内企業との共同研究により廃棄物等の資源循環を図る研究を行います。

○ 資源循環の高度化の推進（再掲）

枯渇性資源の有効利用、使用済み製品を原料として同一種類の製品を製造する再生利用等、質の高い循環が優先されるよう取組を進めます。特に、使用済小型電子機器の再資源化について、認定処理業者や周辺市町との広域的な連携、マッチングを図ること等により再資源化を促進します。

○ 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりを推進するなかで、廃棄物系バイオマスなどの未利用エネルギーの活用に係る取組を支援します。

4-1-3 廃棄物処理の安全・安心の確保

表 4-1-3 廃棄物処理の安全・安心確保のための目標

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度	目標項目の説明
電子manifestの活用率	34.1%	60%	manifest総交付件数のうち、電子manifest登録件数の割合
不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (平成 26 年度実績)	100%	不法投棄や不適正保管等の不適正処理について、改善に着手した件数の割合
不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (平成 26 年度実績)	100%	不適正処理 4 事案をそれぞれの実施範囲 等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合
大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4 市町	29 市町	大規模災害時に備え、災害廃棄物仮置場の確保が図られている市町数

【目標設定の考え方】

(1) 電子manifestの活用率

産業廃棄物の排出事業者責任の徹底を図り、電子manifestの普及を推進してきた実績を踏まえ、電子manifest活用率の目標をさらに高い 60%とします。

(2) 不法投棄等不適正処理の改善着手率

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理が発生した場合には、早期に改善に着手する必要があるため、原因者等に対して除去等の措置を指導（文書指導を対象とする）し、期限までに改善に着手した率の目標を 100%とします。

(3) 不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

行政代執行を行う不適正処理 4 事案については、平成 32 年度末までに是正措置を完了し、産廃特措法の期限である平成 34 年度末までに環境修復を終了する計画としており、目標値は、4 事案を実施範囲等によりそれぞれ 4 区分し、平成 32 年度までに是正措置が完了した区分を 100%とします。

(4) 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備市町数

大規模災害時においても被災現場から速やかに災害廃棄物が撤去されるよう、必要とされる仮置場の確保が図られている市町数を目標に設定します。

施策３－１ 廃棄物の適正処理と透明性の確保

施策の目的

排出された廃棄物の処理について、環境の保全と安全・安心を確保するため、有害物質を含む廃棄物の適正な処理や産業廃棄物処理責任の徹底などを進め、適正処理とその透明性の確保を図ります。

主な取組

○ 産業廃棄物処理責任の徹底

産業廃棄物の適正処理の推進のため、排出事業者に対し、処理責任の周知徹底を図り、より積極的な適正処理への取組を推進していく必要があり、電子マニフェストと優良認定処理業者の活用について、関係団体と連携し取組を進めていきます。

○ PCB 廃棄物適正管理の推進

有害物性を含む廃棄物のなかでも、PCB 廃棄物の適正な処理を推進するために、PCB 廃棄物の保管状況及び PCB 含有電気機器の使用状況を把握し、事業者等へ適正保管を指導するとともに、PCB 特措法に定める期限内に処理が完了するよう指導を行います。

処理費用負担能力の小さい中小企業等の PCB 廃棄物の処理費用を助成するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置された PCB 廃棄物処理基金に対して国とともに拠出し、PCB 廃棄物の早期処理の実現を図ります。

○ 廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物処理業及び処理施設設置に係る許可申請等の厳正な審査、その他法令及び要綱の厳格な運用により廃棄物の適正処理の推進を図ります。

産業廃棄物処理業者については、処理状況の公開により透明性を確保するとともに、通常の許可基準に加えて厳しい認定基準に適合し、処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者の育成を進めます。

また、一般廃棄物の適正処理を図るため、市町の廃棄物処理施設整備や維持管理についてについて助言等の技術的支援を行います。

○ 最終処分場周辺環境整備事業

管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのための基盤を整備するため、周辺地域の生活環境整備を支援し、環境改善を行います。

施策３－２ 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見

施策の目的

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見のため、引き続き厳正な監視・指導を行うとともに、多様な主体との連携による監視活動や監視カメラの活用により監視体制の強化を図り、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。

主な取組

○ 産業廃棄物の監視指導

産業廃棄物が適正に処理されるよう排出事業者、処理業者に対し、計画的な監視指導を行うとともに、休日・夜間監視や車両の路上監視及び県境パトロールを実施し、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止を図ります。また、不適正処理を繰り返す悪質事業者に対しては、事業許可の取り消しや改善命令の発出等厳正に行政処分を実施します。

○ 不法投棄を許さない社会づくりの推進

不法投棄の早期発見の機会を広げるため、市町立入検査員の任用、事業者等との情報提供協定、地域のパトロール活動団体の支援のほか、抑止・摘発効果の高い不法投棄監視カメラの活用を進め、県民、市町、事業者等、多様な主体と連携することにより、不法投棄等の不適正処理の早期発見や未然防止を図り、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。

施策３－３ 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進

施策の目的

不法投棄等により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な４事案（四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案、桑名市五反田事案、四日市市内山事案）については、行政代執行による是正措置を着実に実施し、早期に支障等を除去する必要があります。

不適正処理４事案について、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、県民の安全・安心を確保します。

主な取組

○ 環境修復事業の実施

産業廃棄物が不適正処理された４事案について、産廃特措法による国の支援を得て、平成 32 年度末までに是正措置を完了するとともに、周辺環境のモニタリングを継続実施するなどして、平成 34 年度までに環境修復を終了し、住民の安全・安心を確保します。

- ・ 四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施します。工事の実施にあたっては、４者協議（地元・学識経験者・四日市市・県）による協議を中心に据え、地元住民とのリスクコミュニケーションを図っていきます。
- ・ 桑名市源十郎新田事案については、PCB や VOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。また、後期工事における旧処分場の対策等について、専門家の意見を聴きながら具体的な工法等を検討し、対策を講じていきます。
- ・ 桑名市五反田事案については、1, 4-ジオキサン等の高濃度区域の廃棄物の掘削・除去を実施します。また、廃棄物を残置する区域において、遮水壁の補強工事を行うとともに地下水の浄化措置を継続します。
- ・ 四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施します。工事の実施にあたって、硫化水素に対する安全を確保し廃棄物の掘削・除去等の作業を進めていきます。

施策３－４ 災害廃棄物の処理体制の整備

施策の目的

大規模災害時においても適正かつ円滑な廃棄物処理が迅速に行われるよう、各市町における仮置場の確保や災害廃棄物処理に精通した人材育成を図るとともに、BCP（業務継続計画）指針や処理困難廃棄物対応マニュアル等を作成するなど、災害廃棄物処理計画の実効性を高める取組を促進します。

大規模災害を想定し、各市町及び事業者団体等と連携を強化するとともに、県域を越えた災害廃棄物の処理体制の整備を進めます。

主な取組

○ 災害廃棄物適正処理の促進

災害廃棄物処理計画が発災時に有効に機能するよう、災害廃棄物処理システムの強靱化を図り、研修会や図上訓練等を通じて県と市町職員の災害対応能力の維持・向上を図ります。

- ・ 県、市町職員を対象としたセミナー等を通じて、災害廃棄物処理に精通した人材育成を図り、災害対応力の維持・向上を図ります。
- ・ 平成 26 年 11 月に設置した「災害廃棄物処理に関する連絡会」において、県、市町、民間団体等の関係機関の連携強化に向けた情報の共有や課題の検討を行うとともに、図上訓練等を実施します。
- ・ 災害廃棄物処理の中心となる各市町等の焼却施設における災害対応力の強化が図られるよう、BCP（業務継続計画）策定に向けた市町支援を行います。
- ・ 国が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に構成員として参画し、ブロック内の広域処理体制構築に向けた国、県の役割等について、意見交換や協議を進めていきます。

4-1-4 重点的な課題への取組

基本理念の実現に向け、3つの取組方向に基づき施策を展開するにあたり、当県の現状や社会情勢を踏まえ、当計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。

表 4-1-4 重点的な課題への取組目標

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度	目標項目の説明
使用済小型電子機器等の回収量	0.32 kg/人・年 (平成 26 年度実績)	1 kg/人・年	県民 1 人あたりの小型家電リサイクル制度に基づく市町の使用済小型電子機器等の回収量
ごみの未利用エネルギー回収量	1,147 MJ/t	1,491 MJ/t	ごみ総排出量に対する未利用エネルギー回収量（市町等の処理（委託処理を含む）における発電及び余熱回収量の合計量）の割合
優良認定処理業者の認定件数	216 件 (許可件数の約 4%)	420 件 (許可件数の約 8%)	優良産廃処理業者認定制度における認定件数
PCB 廃棄物の適正処分率	37%	90%	平成 34 年度末までに処理が必要な高濃度 PCB 廃棄物の適正処分率
一定規模(100t)以上の不法投棄の発生の件数	2 件	0 件	当該年度に新規発生した 100 t 以上の産業廃棄物の不法投棄の発生件数

重点課題 1：使用済小型電子機器等の回収

携帯電話やゲーム機等の使用済小型電子機器等については、鉄等の金属の一部が回収されたあと、希少金属が回収されずに大部分が処分されている状況にあるため、枯渇性資源の有効活用の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化の取組を促進します。

重点課題 2：未利用エネルギーの有効活用

再資源化できない廃棄物については、処理を行う際の未利用エネルギーの有効活用を進める必要があります。特に、県内のごみ焼却施設で発電設備の導入が進んでいない状況を踏まえ、ごみ焼却施設の新設や更新が必要な市町等においては、未利用エネルギーの有効活用のた

め発電設備の導入を促進する必要があります。

ごみ焼却施設の新設や更新にあたっては、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、効率の高いごみ発電施設の積極的な導入を促進するとともに、廃棄物系バイオマスの持つ未利用エネルギーの活用等について技術的支援を行います。

重点課題３：優良認定処理業者の育成

産業廃棄物の適正処理と透明性を確保し、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、通常の許可基準に加えて厳しい認定基準に適合し、処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者の育成に、関係団体と連携し取り組みます。

重点課題４：PCB 廃棄物の早期処理の推進

PCB 廃棄物については、処理施設の受入体制の整備が遅れていたこともあり、保管事業者は長期の保管を余儀なくされ、紛失や漏えい等の事故に対する懸念があることから早期の処理が必要です。

県内の PCB 廃棄物が PCB 特措法で定める処理期限までに早期に適正処理されるよう、PCB 廃棄物の保管や PCB 含有電気機器を使用している事業者に対する指導を進めます。

重点課題５：産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、件数、量ともに減少傾向にありますが依然として後を絶たない状況です。反復継続した不法投棄により規模が拡大し、生活環境への支障が生じないよう未然防止及び早期発見、早期是正に努め、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。

4-2 数値目標等における国の基本方針との関係

三重県の平成 32 年度目標値を、国の基本方針、循環型社会形成推進基本計画、全国の目標設定状況と比較するとおおむね次のとおりです。

表 4-2-1 一般廃棄物の目標値の比較

項目	三重県 H32 目標	第三次循環型 社会形成推進 計画 H32 目標	国の基本方針 H27 目標	全国の目標 平均値 (5 年間) 概ね H27 目標
排出量	H12 比 25%減 H25 比 6%減	H12 比 25%減	H19 比 約 5%減	約 25%減
資源化率	33.3% H12 比 2.0 倍	H12 比 1.25 倍	約 25% (5%増)	約 26%
最終処分量	H12 比 80%減 H25 比 40%減	H12 比 70%減	H19 比 約 22%減	約 26%減

表 4-2-2 産業廃棄物の目標値の比較

項目	三重県 H32 目標	第三次循環型 社会形成推進 計画 H32	国の基本方針 H27	全国の目標 平均値 (5 年間) 概ね H27 目標
排出量	H12 比 27%増 H25 比 6%減	なし	H19 年比 約 1%増に 抑制	1%減
再生利用率	43.6% H12 比 0.7%増 H25 比 0.5%増	H12 比 1.25 倍	約 53% (1%増)	54% (4%増)
最終処分量	H12 比 32%減 H25 比 9%減	H12 比 概ね 70%減	H19 比 約 12%減	18%減

(注 1) 過去の不法投棄等の是正に伴う量は除きます。

第5章 各主体の役割と進捗管理

5-1 各主体の役割

この計画の実効性を高めるためには、県民・NPO、事業者、行政の各主体の役割を明確にし、各主体がそれぞれの役割を十分認識しながら協創により、循環型社会の構築に向けて取組を展開することが必要です。それぞれの主な役割を示します。

(1) 県民・NPO

県民は、自らが廃棄物の排出者としてごみの減量化や分別排出など市町の施策に協力することに加え、本計画のめざすべき姿の実現に向け、ライフスタイルや消費生活に関する行動の変革を進めるアクティブ・シチズンとして、循環型社会構築に向けた取組に主体的に参画することが望まれます。

NPO等の民間団体は、自らの循環型社会構築に資する活動に加え、最新の情報や専門的な知識の発信等、県民の参画の推進役や、各主体の協働のつなぎ手としての役割が期待されます。

(2) 事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた自らの廃棄物を自らの責任で処理しなければならず、本計画のめざすべき姿の実現に向け、自ら排出する廃棄物の発生・排出抑制を進めるとともに、その適正処理と透明性を確保することにより県民の安全と安心を確保することが求められます。

また、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製品設計の工夫、製品の材料・成分表示、製品の廃棄後の引取りを実施することが望まれます。小売事業者は、消費者に近い事業者として、市町や県と協働し、家庭で排出される廃棄物の削減や資源回収を進める取組が望まれます。

(3) 廃棄物処理業者

排出事業者の協力のもと、廃棄物等の適正な循環的利用や処分を進めつつ、処理状況の公開等事業の透明性を高め、県民の安全・安心を確保することが必要です。また、一層の環境負荷の低減や生活環境の保全、資源循環の質の向上に努めることが望まれます。

さらに、県及び市町が実施する施策に積極的に協力することが期待されます。

(4) 市町

自らの区域内における一般廃棄物の処理責任を有しており、発生・排出抑制、循環的利用、適正処理について、各市町の一般廃棄物処理基本計画に基づき施策を進めるとともに、当計画のめざす姿の実現に向け、地域の特性、事情に応じて自主的・自立的に取組を推進することが求められます。

(5) 県

県は、当計画に定める目標の達成に向け、市町や関係者と連携し、総合的に施策を実施するとともに、計画実現に向けた連携など基盤の整備を行います。また、計画の進捗、各主体の取組状況を把握し、計画推進の進捗管理を行います。

大規模災害の発生時には、三重県災害廃棄物処理計画に基づき、県内の市町、近隣他府県、国及び民間事業者団体との間で、支援及び協力体制を整えるなど廃棄物処理に関する一連の業務について調整機能を担い、地方自治法に基づく事務委託により、必要により廃棄物処理を行う場合があります。

5－2 計画推進の進捗管理

この計画を着実に進めるためには、定期的に、廃棄物の排出や処理状況等計画の進捗状況を把握し、取組について評価し、見直しを行っていくことが必要です。

このため、毎年度、県民・NPO、事業者、市町等さまざまな主体と計画の進捗状況を共有し、取組を点検・評価し公表を行う体制を整備し、計画の実効性を担保していきます。

資 料 編

1 施策取組方向における目標設定について

(1) ごみゼロ社会の実現（一般廃棄物）	65
(2) 産業廃棄物の3Rの推進	69
(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保	71
(4) 重点的な課題への取組	75

2 基礎データ

(1) 市町別一般廃棄物の処理実績（H25年度）	78
(2) 種類毎の産業廃棄物排出量及び処理実績（H25年度）	79
(3) 種類毎の排出量、再生利用量、中間処理による減量、最終処分量の見込み（H32年度）	79
(4) 業種毎の産業廃棄物発生原単位と活動量指標の推移	80

1 施策取組方向における目標設定について

(1) ごみゼロ社会の実現（一般廃棄物）

① 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量については、ごみの発生・排出抑制に係る市町の実践が進み、また、各種リサイクル制度導入されたことにより、平成14年度前後から平成21年度まで着実に削減が進みました。平成23年3月に策定した三重県廃棄物処理計画及びごみゼロ社会実現プランでは、当時の削減率を見込み目標を設定しましたが、平成22年度以降、1人1日あたりのごみ排出量は全国の傾向と同様に横ばいとなり、目標達成としては困難となりました。

近年の横ばいの傾向は、市町の実践やリサイクル制度が浸透してきたことに加え、観光入込客数の増加によるものと考えられます。

本計画の目標値については、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成32年度の実現指標との整合を図り、また、各市町の一般廃棄物処理計画の目標達成に向けた削減率を踏まえ設定しました。

目標達成に向けて、市町の一般廃棄物処理基本計画で計画されたごみの排出量の削減の取組に加え、さらなる削減（1.6万t）について新たな取組が必要と考えられます。

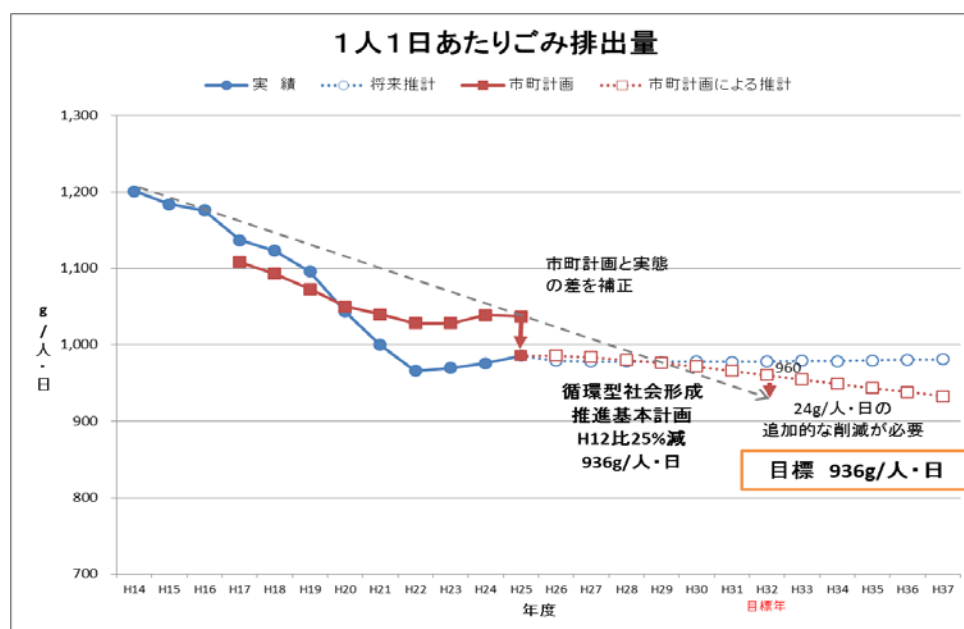


図 資-1 1人1日あたりごみ排出量

② ごみの資源化率

県内ではR D F 化や焼却灰の再資源化等が進み、全国で最も高い水準でごみの資源化率が推移していますが、紙類や金属等直接資源化量が減少し、横ばいで推移し、目標達成が困難な状況となっています。

直接資源化量の減少は、紙や金属等の民間の直接取引や店頭での資源回収等、市町以外の資源回収の増加のほか、ペーパーレス化等により紙の使用量が減少するなど社会的要因が考えられ、市町の取組によりごみの資源化率を大幅に向上するのは困難な状況となっています。

本計画の目標については、すでに国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の取組指標をすでに達成していることから、各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた向上率を踏まえ設定しました。

目標達成に向けて、市町の資源化率の向上の取組を促進するとともに、市町以外での資源回収とも連携を図りながら、より質の高い資源回収が行われる取組を促進します。

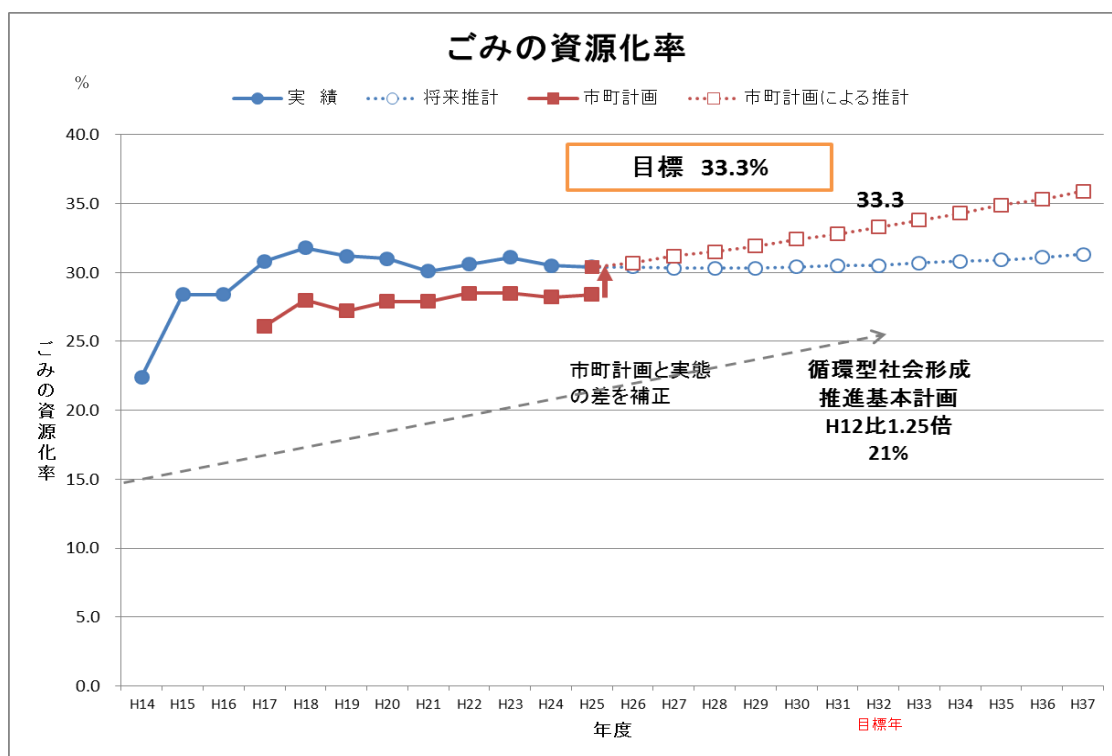


図 資-2 ごみの資源化率

③ 最終処分量

最終処分量については着実の削減が進み、既に平成 27 年度の目標を達成しています。

本計画の目標については、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の目標値を既に概ね達成できていることから、各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた削減率を踏まえ設定しました。

目標達成に向けて、ごみの発生・排出抑制や、焼却灰の再資源化等計画されている循環利用の取組を着実に進める必要があります。

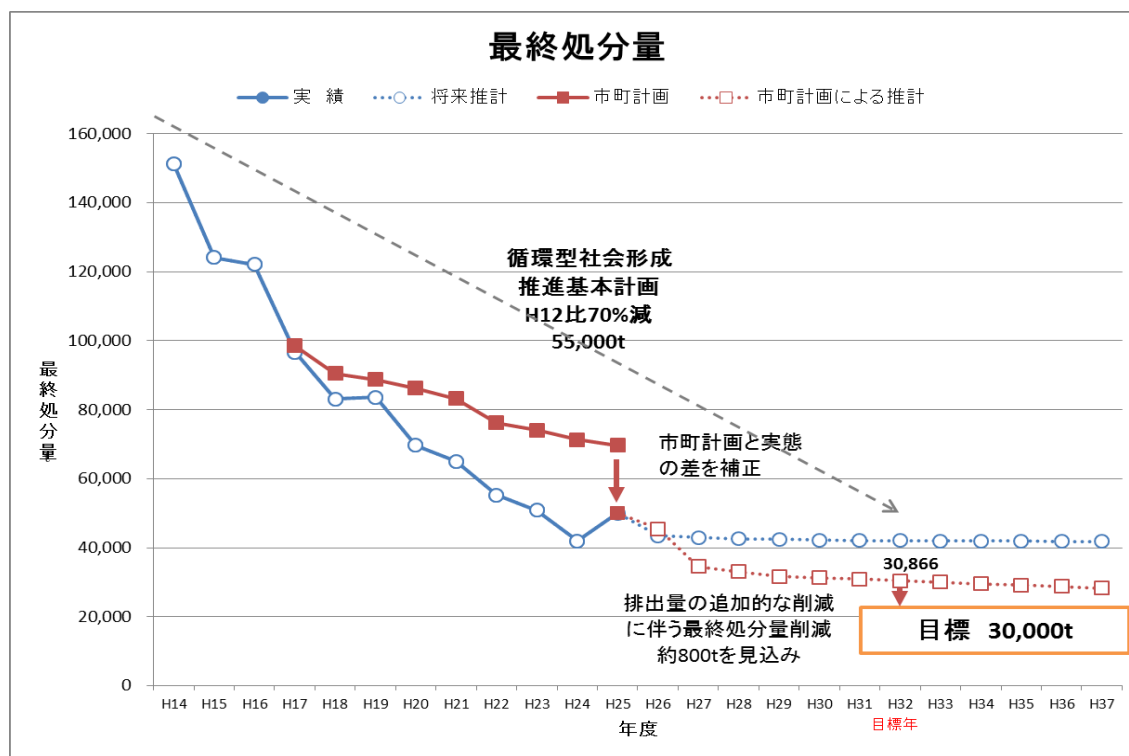


図 資-3 最終処分量

表 資-1 将来推計及び目標値

項目	H12 実績	H25 実績 (H14 比)	H32 推計 (H14 比)	H32 市町計画か らの推計 (H14 比)	H32 目標値 (H14 比)	(参考) H32 循環型社 会形成推 進基本計 画目標	(参考) H27 ごみゼロ 社会実現 プラン中 期目標
	H14 実績						
人口 (人)	1,857,339 1,862,539	1,833,056			1,774,115	—	—
1人1日あ たりごみ 排出量 (g/人・日)	1,192 1,201	986 (18%減)	978	960 (20%減)	936 (22%減)	—	—
(参考) ごみ総排 出量(t)	808,305 816,560	659,431 (19%減)	634,000	622,000 (24%減)	606,000 (26%減)	H12 比 約 25% 減	—
家庭系 ごみ量 (t) ※集団 回収量 含む	533,497 560,827	477,930 (15%減)	461,000	446,000 (20%減)	430,000 (22%減)	H12 比 約 25% 減	H14 比 20%削減 ※改定前 13%削減
事業系 ごみ量 (t)	245,179 251,733	181,438 (28%減)	173,000	166,000 (34%減)	166,000 (34%減)	H12 比 約 35% 減	H14 比 35%削減 ※改定前 13%削減
ごみの資 源化率 (%)	16.9% 22.4	30.4 (8%増)	30.5	33.3 (11%増)	33.3 (11%増)	H12 比 約 1.25 倍	—
最終処 分量(t)	183,305 151,386	50,042	42,000	31,000 (80%減)	30,000 (80%減)	H12 比 約 70% 減	55,000 ※改定前 76,000

(2)産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の3Rの推進に係る目標については、排出量については達成できる見込みであり、再生利用率及び最終処分量については目標達成に向けた取組を進めています。

ここで、今後の動向を把握するため、県内の建設業、製造業等活動量指標のこれまでの推移や、全国の再生利用率や最終処分率の推移を踏まえ、産業廃棄物の排出量等について将来推計を行った結果は次表のとおりとなり、排出量については減少し、再生利用率及び最終処分量については平成27年度目標と同程度の水準となる結果となりました。なお、東海環状自動車道やリニア中央新幹線の整備に係る影響については予測が困難なため、別途排出量の計算は行っていません。

推計結果の再生利用率については、産業廃棄物の種類毎の再生利用率を全国の推移と同程度に向上させていかなければ達成できない水準ですが、がれき類の排出量が減少するなど産業廃棄物の種類の構成比が変化による影響を受け、全体の再生利用率に大きな向上は見られない結果となりました。最終処分量についても同様の傾向が示されています。

これは、本県の特性として製造業からの排出量の割合が高く、再生利用が進みにくい産業廃棄物（汚泥、廃アルカリ等）の排出量の割合が高く、また、安全性等の面から最終処分せざるを得ない産業廃棄物も存在していることを反映していると考えられます。このような本県の特性より、これまで社会基盤として廃棄物処理センター事業による管理型最終処分場の整備を進め、また、民間の最終処分場の整備も進められてきた状況にあります。

このような状況を踏まえ、本計画の目標については将来推計結果を基本とし、さらに排出事業者を対象とした三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金による平成32年度までの効果として1万t/年の排出削減を見込んで設定しました。

表 資-2 将来推計及び目標値

項目	H12 実績 ※鉱業、農業を 含む推計値	H25 実績 (H12 比)	H32 推計 (H12 比)	H32 目標値 (H14 比)	(参考) H32 循環型社会 形成推進基 本計画目標
排出量(千 t)	6,250 千 t (※1)	8,505 千 t (36%増)	7,930 千 t (27%増)	7,920 千 t (27%増)	—
再生利用率 (%)	42.9% (※2)	43.0% (0.1%増)	43.6% (0.7%増)	43.6% (0.7%増)	H12 比 1.25 倍
最終処分量 (千 t)	345 千 t (※3)	258 千 t (47%減)	234 千 t (32%減)	234 千 t (32%減)	H12 比 概ね 70%減

(※1) 鉱業、農業除く排出量 3,267 千 t に、比較のため H16 の鉱業、農業の排出量を加えた量です。

(※2) 鉱業、農業除く再生利用量 1,131 千 t に、比較のため H16 の鉱業、農業の再生利用量を加えた 2,684 千 t により計算したものです。

(※3) 鉱業、農業除く最終処分量は 345 千 t。鉱業、農業からの最終処分量は 0 としています。

(3) 廃棄物の安全・安心の確保

① 電子マニフェストの活用率

電子マニフェストの普及について、排出者責任の徹底に係る取組として、多量排出事業者への働きかけや研修会の開催等に取り組んできた結果、電子マニフェスト活用率は平成 25 年度末に 34.1%、年間 3 % 程度の向上が見られます。

電子マニフェスト活用のさらなる推進に取り組み、平成 32 年度までに 60%とすることを目標とします。

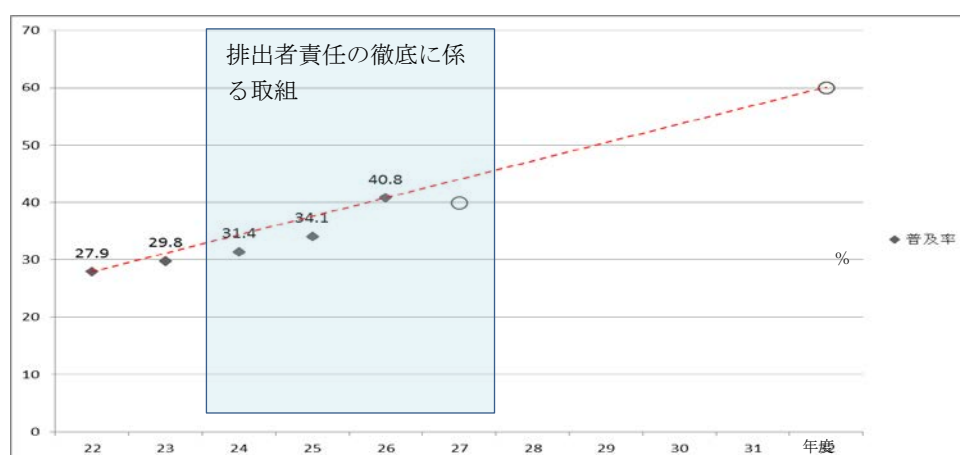


図 資-4 電子マニフェスト活用率の推移

表 資-3 主な業種の電子マニフェスト活用率

業 種	H25 年度 総交付枚数	H25 年度 電子マニフェスト 活用率	H32 年度 電子マニフェスト 活用率目標
建設業	308 千件	32%	60%
製造業	145 千件	51%	
その他	174 千件	24%	
合計	627 千件	34%	

② 不法投棄等不適正処理の改善着手率

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理については、早期に改善に着手する必要があるため、原因者等に対して除去等の措置を指導（文書指導を対象とする）し、期限までに改善に着手した率の目標を 100%とします。

表 資-4 不法投棄等不適正処理の発生件数と是正率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
不法投棄等不適正処理発生件数（件）	58	31	37
改善着手件数（件）	40	20	31
改善着手率	69.0%	64.5%	83.9%

③ 不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

行政代執行により環境修復を行う 4 事案については、産廃特措法に基づく大臣同意を受け平成 25 年度から是正措置に着手しました。今後、平成 32 年度末までに是正措置を完了し、産廃特措法の期限である平成 34 年度末までに環境修復を終了する計画としており、目標は、4 事案を実施範囲等によりそれぞれ 4 区分したうえで全 16 区分に対する進捗率とし、平成 32 年度末までに是正措置が完了した区分を 100%とします。

表 資-4 不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
達成率 (%)	0	25.0	43.7	56.3	68.7	75.0	81.3	100

表 資-5 特定の不適正処理事案是正措置に係る工事等の種別

事案名	区分	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	
四日市市大矢知・平津 事案	北エリア(県道側) ・調整池① ・進入道路	目標		○						
		実績		◎						
	東エリア(中溜池側) ・調整池② ・押え盛土・染み出抑止工 ・管理用道路	目標						○		
		実績								
	西エリア(西水路側) ・調整池③ ・押え盛土・染み出抑止工	目標							○	
		実績								
	埋立エリア(措置命令区域) ・覆土工 ・法面工・進入道路	目標							○	
		実績								
	桑名市源十郎新田 事案	付帯設備 ・廃棄物保管庫 ・汚染土壌仮置場	目標		○					
			実績		◎					
矢板による囲い込み 集油設備		目標			○					
		実績								
汚染源域・低水護岸部・高水数部 内護岸部における掘削釜場の設置		目標				○				
		実績								
後期対策 (旧処分場)		目標							○	
		実績								
桑名市五反田 事案		付帯設備 ・仮橋 ・選別ヤード・ストックヤード	目標		○					
			実績		◎					
	遮水壁内 残置区域遮水壁補強 (オールケーシング)	目標			○					
		実績								
	高濃度区域 廃棄物等掘削・処分	目標					○			
		実績								
	水処理施設・揚水設備 改良・整備	目標							○	
		実績								
	四日市市内山 事案	付帯設備 ・選別ヤード	目標		○					
			実績		◎					
天端部・東側法面掘削整形・処分		目標			○					
		実績								
雨水排水工		目標				○				
		実績								
西側法面掘削整形・処分		目標					○			
		実績								
○: 是正措置を完了させる目標の時期 ◎: 是正措置が完了した区分										

④ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備市町数

大規模災害時には大量のがれき類等が発生し、その適正処理が大きな課題となり、1日も早く平常時の生活に戻るようするためには、被災現場から災害廃棄物が速やかに撤去されることが求められます。そのためには、各市町で災害廃棄物を一時的に搬入する仮置場が確保されている必要があることから、全市町で大規模災害を想定した仮置場が確保されていることを目標とします。

(4) 重点的な課題への取組

① 使用済小型電子機器等の回収量

平成 26 年 4 月現在、使用済小型電子機器等の回収を行う市町数は 20 市町となっており、回収量は 0.32 kg/人・年となっています。今後、県内の市町による使用済小型電子機器等の回収を促進し、県民一人あたり 1 kg 以上〔使用済小型電子機器等の再資源化促進に係る基本方針〕に掲げる目標(H 27)) にすることを目標とします。

なお、使用済小型電子機器等の回収による資源化率への寄与は 0.2%程度と見込まれます。

② ごみの未利用エネルギー回収量

平成 25 年度現在、市町等のごみの処理に伴い回収されるエネルギー量は 1,147 MJ/t となっており、計画されている施設整備を着実に進めることにより見込まれる約 1,491 MJ/t を目標とします。

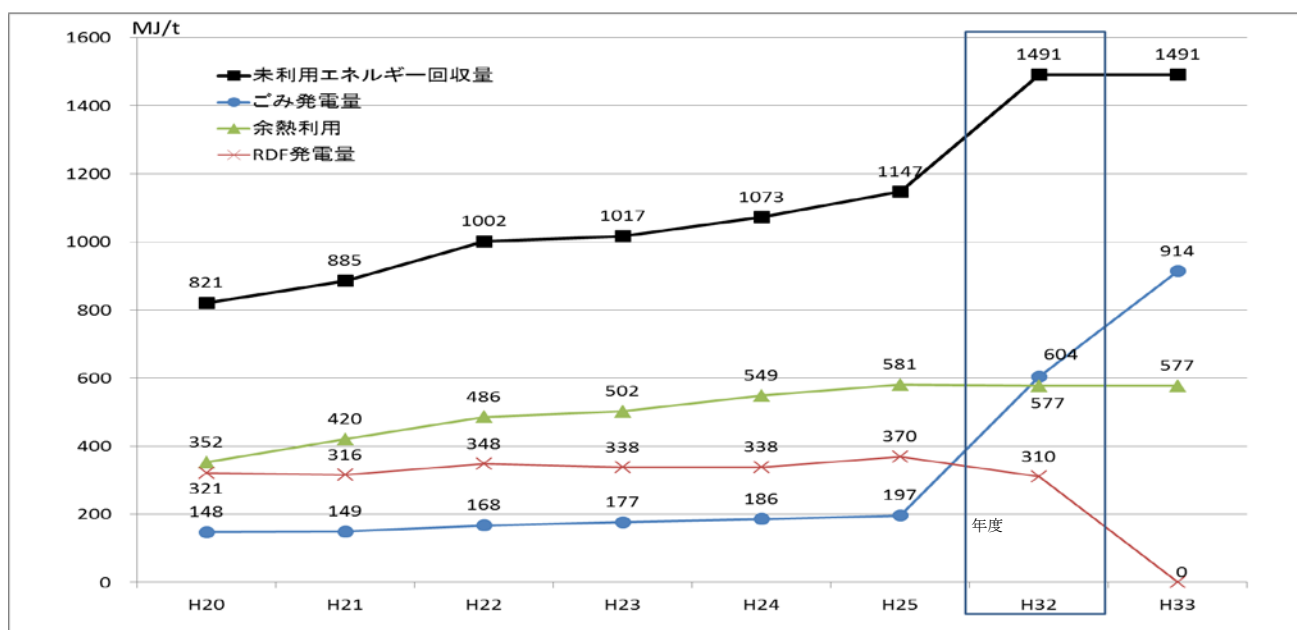


図 資-5 ごみの未利用エネルギー回収量

③ 優良認定処理業者の認定件数

多量排出事業者に対し優良認定処理業者の活用について働きかけを行うなど、優良認定処理業者の普及・活用に向けた取組により、毎年 50 件程度優良認定件数が増加する状況となっています。

今後、制度開始から 5 年目となる平成 28 年度までは年間 50 件ずつ増加し、その後は 15 件ずつ増加させることとし、420 件（産業廃棄物処理業許可件数のうち約 8%が優良認定を取得）を目標として取り組みます。

表 資-6 優良産廃処理業者数の推移

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度
優良認定処理 業者認定件数	101	135	216	260	310	360	420
産業廃棄物処 理業許可件数	4,931	5,399	5,239	(5,230)	(5,230)	(5,230)	(5,230)
割 合	2.0%	2.5%	4.1%	5.0%	5.9%	6.9%	8.0%

(注 1) 特別管理産業廃棄物に係る優良産廃処理業者認定件数及び許可件数を含んでいます。

④ PCB 廃棄物の適正処分率

高濃度 PCB 廃棄物の保管量は、平成 25 年末時点でトランス 242 台、コンデンサ 15,192 台、PCB（濃度 100%） 0.416 t、PCB を含む油 4.208 t となっており、平成 34 年度末までに JESCO 豊田 PCB 処理事業所で処理を行う必要があります。今後、処理期限の平成 34 年度末に向けて、使用中の製品が廃棄されることも予想されることから、保管中の PCB 廃棄物の処理を 1 年前倒しで終わることを想定し、平成 32 年度末の PCB 廃棄物処分率を 90 %以上とすることを目標とします。なお、このほか、約 8 万台の高濃度 PCB を含む安定器についても、処理期限までに処理を加速させていきます。

表 資-7 PCB 廃棄物の保管量及び使用中の製品の量（平成 25 年末時点）

廃棄物の種類	保管量	使用中製品の量
トランス	242 台	8 台
コンデンサ	15,192 台	1,197 台
PCB(濃度100%)	0.416 t	0 t
PCBを含む油	4.208 t	0 t

(注 1) 今後の掘り起し調査により増加することがあります。

(注 2) JESCO北九州PCB処理事業所で処理する一部の小型の機器も含んでいます。

⑤ 一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数

産業廃棄物の不法投棄の発生件数は減少傾向を示していましたが、平成 25 年度から増加に転じています。今後も未然防止を図っていきますが、規模の拡大により生活環境への支障が生じないように、早期発見、早期是正により一定規模（100 t）以上を発生させないことを目標とします。

なお、産業廃棄物の不法投棄については建設系廃棄物の事案が多く、また、県内の平均的な規模の家屋を解体した際に生じる産業廃棄物の量 50 t（車両数台分）となることを踏まえ、早期発見、早期是正により防止すべき量の目安を 100 t とします。

表 資-8 県内の産業廃棄物不法投棄件数の推移

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
不法投棄の発生件数	18	8	7	14	19
うち 10 t 以上の件数	6	4	3	3	8
うち 100 t 以上の件数	2	1	0	2	1

2 基礎データ

(1) 市町別一般廃棄物の処理実績 (H25 年度)

市町名	計画収集 人 口 (人)	ごみ総排出量 (t)					1人1日 あたり ごみ排出量 (g/人・日)	資源化量 (t)	資源化率 R (%)	再生利用率 R' (%)	最終処分量 (t)	最終処分率 (%)
		生活系ごみ 排出量 (t)	事業系ごみ 排出量 (t)	集団回収 (t)	災害廃棄物 (t)							
津 市	281,547	109,627	72,573	33,224	3,830		1,067	25,288	23.1	19.5	11,589	10.6
四日市市	306,690	105,989	68,850	32,238	4,901		947	29,309	27.7	17.9	9,933	9.4
伊勢市	128,172	54,689	34,897	16,840	2,952		1,169	14,628	26.7	24.7	142	0.3
松阪市	166,795	61,118	39,038	16,791	5,289		1,004	11,149	18.2	14.6	7,015	11.5
桑名市	142,692	50,197	37,154	13,043	0		964	31,441	62.6	19.3	2,302	4.6
鈴鹿市	197,626	70,069	47,648	19,239	3,182		971	17,436	24.9	14.2	1,588	2.3
名張市	79,245	21,747	14,528	7,219	0		752	2,502	11.5	8.4	1,124	5.2
尾鷲市	18,737	7,210	5,756	1,428	26		1,054	1,981	27.5	19.5	128	1.8
亀山市	50,537	19,002	13,491	4,834	677		1,030	7,243	38.1	23.0	0	0.0
鳥羽市	20,153	12,985	4,846	7,408	731		1,765	1,595	12.3	12.3	3,474	26.8
熊野市	18,374	7,097	5,962	1,135	0		1,058	2,380	33.5	32.0	159	2.2
いなべ市	45,412	13,121	10,190	2,931	0		792	4,008	30.5	12.9	870	6.6
志摩市	51,988	22,095	14,303	7,522	270		1,164	4,146	18.8	17.3	3,605	16.3
伊賀市	93,849	28,052	23,299	3,846	844	63	819	16,312	58.1	14.2	1,557	5.6
市 計	1,601,817	582,998	392,535	167,698	22,702	63	997	169,418	29.1	17.7	43,486	7.5
木曽岬町	6,591	1,566	1,290	162	114		651	1,031	65.8	24.5	43	2.7
東員町	25,502	8,538	7,045	373	1,120		917	4,552	53.3	20.6	1,883	22.1
菰野町	41,152	12,632	9,726	2,906	0		841	3,525	27.9	27.9	160	1.3
朝日町	10,125	2,099	1,987	112	0		568	459	21.9	13.7	293	14.0
川越町	14,627	3,203	2,871	275	57		600	788	24.6	17.3	487	15.2
多気町	15,411	4,909	3,659	746	504		873	1,447	29.5	17.3	575	11.7
昭和町	23,197	7,753	5,273	1,999	481		916	2,040	26.3	18.2	112	1.4
大台町	10,051	4,726	2,645	1,921	160		1,288	3,662	77.5	46.2	0	0.0
玉城町	15,347	5,151	4,198	778	175		920	1,633	31.7	23.7	15	0.3
度会町	8,397	2,446	2,048	398	0		798	615	25.1	16.2	2	0.1
大紀町	9,335	2,905	2,339	455	111		853	1,829	63.0	10.5	31	1.1
南伊勢町	13,484	5,484	4,965	519	0		1,114	919	16.8	16.8	1,255	22.9
紀北町	17,458	8,777	5,723	3,054	0		1,377	4,798	54.7	10.8	1,189	13.5
御浜町	9,250	2,690	2,690	0	0		797	1,577	58.6	21.5	197	7.3
紀宝町	11,312	3,554	3,512	42	0		861	2,073	58.3	22.5	314	8.8
町 計	231,239	76,433	59,971	13,740	2,722	0	906	30,948	40.5	21.1	6,556	8.6
県 計	1,833,056	659,431	452,506	181,438	25,424	63	986	200,366	30.4	18.1	50,042	7.6

(注) 三重県一般廃棄物実態調査報告書(平成 25 年度実績)による。

(2) 種類毎の産業廃棄物排出量及び処理実績 (H25 年度)

	排出量		再生利用量		最終処分量	
	(千t)	構成比	(千t)	再生利用率	(千t)	最終処分率
合 計	8,505	100%	3,654	43.0%	258	3.0%
燃え殻	41	0.5%	34	82.9%	6	15.4%
汚泥	4,144	48.7%	458	11.1%	147	3.5%
廃油	68	0.8%	35	51.5%	1	1.0%
廃酸	69	0.8%	16	23.2%	1	2.0%
廃アルカリ	563	6.6%	47	8.3%	5	0.8%
廃プラスチック類	123	1.4%	75	61.0%	19	15.0%
紙くず	18	0.2%	5	27.8%	1	3.3%
木くず	154	1.8%	135	87.7%	4	2.3%
繊維くず	4	0.0%	3	75.0%	0	0.0%
動植物性残さ	35	0.4%	15	42.9%	1	2.3%
ゴムくず	0	0.0%	0	—	0	—
金属くず	153	1.8%	65	42.5%	1	0.6%
ガラスくず等	321	3.8%	267	83.2%	11	3.3%
鉱さい	86	1.0%	52	60.5%	11	13.3%
がれき類	1,598	18.8%	1,428	89.4%	14	0.9%
ばいじん	107	1.3%	84	78.5%	22	20.7%
家畜ふん尿	943	11.1%	906	96.1%	0	0.0%
その他	79	0.9%	29	36.7%	16	19.9%

(3) 種類毎の産業廃棄物排出量、再生利用医療量、中間処理による減量、最終処分量の見込み (H32 年度)

	排出量		再生利用量		最終処分量	
	(千t)	構成比	(千t)	再生利用率	(千t)	最終処分率
合 計	7,930	100%	3,459	43.6%	235	3.0%
燃え殻	13	0.2%	12	88.4%	2	15.7%
汚泥	3,742	47.2%	602	16.1%	139	3.7%
廃油	86	1.1%	47	54.3%	1	0.7%
廃酸	89	1.1%	22	24.4%	0	0.4%
廃アルカリ	756	9.5%	44	5.8%	6	0.8%
廃プラスチック類	132	1.7%	82	62.1%	17	12.8%
紙くず	16	0.2%	4	28.0%	1	3.9%
木くず	129	1.6%	113	87.9%	2	1.7%
繊維くず	3	0.0%	3	86.7%	0	0.8%
動植物性残さ	36	0.5%	16	45.2%	1	2.6%
ゴムくず	0	0.0%	0	2.6%	0	3.2%
金属くず	141	1.8%	60	42.5%	1	0.5%
ガラスくず等	251	3.2%	204	81.4%	10	3.9%
鉱さい	99	1.3%	61	61.6%	11	11.4%
がれき類	1,299	16.4%	1,167	89.9%	8	0.6%
ばいじん	113	1.4%	84	74.9%	23	20.5%
家畜ふん尿	943	11.9%	906	96.1%	0	0.0%
その他	83	1.0%	32	38.6%	13	15.2%

(4) 業種毎の産業廃棄物発生原単位と活動量指標の推移

(廃棄物量単位：百トン/年)

業 種	活動量指標の内容	母集団の単位	活動量指標（確定値で見直し）								
			平成16年度			平成20年度			平成25年度		
			推計 廃棄物量	母集団 活動量指標	原単位	推計 廃棄物量	母集団 活動量指標	原単位	推計 廃棄物量	母集団 活動量指標	原単位
鉱業	従業者数	人	1,957	830	2,35783	1,586	743	2,13459	1,593	717	2,22218
建設業	元請完成工事高	千円	1,440	82,142	0.01753	2,049	88,556	0.02314	2,072	80,905	0.02561
製造業	製造品出荷額	千円	2,493	813,962	0.00306	4,730	1,197,684	0.00395	3,814	1,040,925	0.00366
食品・飲料	製造品出荷額	千円	246	40,483	0.00608	239	40,123	0.00596	116	39,836	0.00291
繊維	製造品出荷額	千円	91	6,909	0.01317	49	7,369	0.00665	29	7,717	0.00371
衣服	製造品出荷額	千円	13	3,810	0.00341	9	6,720	0.00134	6	5,030	0.00112
木材	製造品出荷額	千円	1	1,956	0.00051	-	-	-	-	-	-
家具	製造品出荷額	千円	16	5,005	0.00320	37	4,667	0.00793	0	4,279	0.00002
パルプ・紙	製造品出荷額	千円	8	3,897	0.00205	14	3,997	0.00350	1	3,362	0.00032
出版・印刷	製造品出荷額	千円	272	7,473	0.03640	359	9,909	0.03623	778	8,365	0.09302
化学	製造品出荷額	千円	3	5,208	0.00058	7	5,115	0.00137	4	4,199	0.00096
石油・石炭	製造品出荷額	千円	397	80,030	0.00496	764	126,018	0.00606	744	129,731	0.00574
プラスチック	製造品出荷額	千円	21	33,323	0.00063	37	74,833	0.00049	27	78,716	0.00035
ゴム	製造品出荷額	千円	165	28,822	0.00572	88	34,879	0.00252	44	40,860	0.00109
皮革	製造品出荷額	千円	30	16,128	0.00186	37	24,439	0.00151	28	21,828	0.00129
窯業・土石	製造品出荷額	千円	0	x	-	0	x	-	-	-	-
鉄鋼	製造品出荷額	千円	279	30,017	0.00929	678	36,421	0.01862	320	24,251	0.01321
非鉄金属	製造品出荷額	千円	55	8,921	0.00617	59	13,485	0.00438	53	9,281	0.00568
金属	製造品出荷額	千円	380	26,095	0.01456	709	51,401	0.01379	28	38,057	0.00074
一般機器	製造品出荷額	千円	24	25,889	0.00093	76	36,265	0.00210	162	35,617	0.00456
汎用機器	製造品出荷額	千円	96	70,491	0.00136	-	-	-	-	-	-
生産用機器	製造品出荷額	千円	-	-	-	-	32,783	-	68	28,247	0.00241
業務用機器	製造品出荷額	千円	-	-	-	-	36,102	-	36	24,479	0.00149
電気機器	製造品出荷額	千円	-	-	-	-	31,840	-	0	19,554	0.00001
情報機器	製造品出荷額	千円	22	45,939	0.00048	29	63,681	0.00046	41	63,578	0.00065
電子部品	製造品出荷額	千円	4	25,978	0.00015	1	7,139	0.00014	4	14,407	0.00031
輸送機器	製造品出荷額	千円	164	116,986	0.00140	511	243,033	0.00210	615	174,463	0.00352
精密機器	製造品出荷額	千円	205	229,932	0.00089	607	307,463	0.00197	702	256,470	0.00274
その他	製造品出荷額	千円	0	669	0.00000	-	-	-	-	-	-
電気・水道業	全数調査のため	-	1	x	-	2	x	-	6	8,598	0.00069
電気業	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス業	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熱供給	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水道	全数調査のため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	従業者数	人	-	-	-	1	6,244	0.00016	63	6,568	0.00093
通信	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	1,415	0.00002
放送	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	849	0.00006
情報	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	63	3,105	0.02014
インターネット	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	274	0.00000
映像制作	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	925	0.00000
運輸業	従業者数	人	4	38,924	0.00010	3	39,610	0.00008	42	47,605	0.00087
鉄道	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	3,730	0.00013
道路旅客運送業	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	5,400	0.00002
道路貨物運送業	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	20	29,384	0.00067
その他	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	21	9,091	0.00235
卸・小売業	従業者数	人	33	155,186	0.00021	36	157,996	0.00023	38	167,600	0.00023
卸売業	従業者数	人	12	35,602	0.00034	10	33,861	0.00030	20	36,252	0.00056
小売業	従業者数	人	21	119,584	0.00018	26	66,557	0.00039	2	71,691	0.00003
機械小売	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	14	16,226	0.00088
その他	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	2	43,431	0.00004
金融業	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	-	19,807	-
不動産業	従業者数	人	-	-	-	0	8,396	0.00000	-	10,567	-
サービス業	従業者数	人	3	22,411	0.00013	5	87,047	0.00006	27	200,260	0.00013
写真業	従業者数	人	0	591	0.00000	0	477	0.00000	-	-	-
洗濯業	従業者数	人	1	16,769	0.00006	2	15,978	0.00013	14	17,326	0.00082
飲食店・宿泊業	従業者数	人	-	-	-	3	64,202	0.00005	-	-	-
宿泊	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	1	12,129	0.00010
飲食店	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	55,975	0.00000
持ち帰り	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	0	6,445	0.00008
自動車整備業	従業者数	人	2	5,051	0.00040	0	5,123	0.00000	1	4,400	0.00020
学術・開発研究機関	従業者数	人	-	-	-	0	1,267	0.00000	-	-	-
学術・研究	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	2	2,305	0.00087
物品賃貸	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	-	3,118	-
教育・学習業	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	1	38,196	0.00003
複合サービス	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	5	7,796	0.00064
その他	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	1	52,570	0.00002
医療・福祉	病床数	床	-	-	-	6	21,124	0.00028	-	-	-
医療	病床数	床	5	21,169	0.00024	-	-	-	7	20,594	0.00034
その他医療・福祉	従業者数	床	-	-	-	-	-	-	16	43,323	0.00036
その他	従業者数	人	-	-	-	-	-	-	99	99,955	0.00099

※「医療」は平成16年度はサービス業の1項目でしたが、平成20、25年度は大項目に分類が変更されています。

